

# 更生保護のあり方を考える有識者会議

## 第13回会議

日時 平成18年4月27日(木) 自 午後2時01分  
至 午後5時21分  
場所 最高検察庁大会議室

野沢座長 それでは、ただ今から更生保護のあり方を考える有識者会議の第13回会議を開催いたします。

本日の予定でございますが、最初に、前回の保護観察付執行猶予制度のあり方について取りまとめをしておりますので、それについて説明を頂き、御議論いただいた後、本日のメインテーマでございます保護観察官のあり方について事務局説明を聞いた上で意見交換をしたいと考えております。最後に、これまで度々取り上げてまいりました保護観察における新たな制度の導入について、特に皆様からの御意見が集中した立入調査の問題について意見交換をしたいと考えております。

なお、前回の会議において、官民協働のあり方を議論する中で、夜間・休日における保護観察所の保護司への対応のあり方や保護観察官の職務や権限の明確化について御意見を頂きましたが、今日は現場の実態調査の結果も出ておりますので、保護観察官のあり方というテーマの中で説明いただき、意見交換を続けてまいりたいと考えております。

### 1 執行猶予者保護観察制度のあり方について(取りまとめ)

野沢座長 それでは、議事に入っていきたいと思うのですが、最初に、前回の会議で意見交換を行いました執行猶予者保護観察制度のあり方について、取りまとめ案の説明をお願いいたします。

事務局 取りまとめ案について、御説明いたします。

#### 1, 対象者選択等について。

保護観察付執行猶予の判決を受けた者の中には、実刑に処することも考えられる事案だが、保護観察による指導監督・補導援護があれば、社会内での更生が期待できるとされた者と、もともと実刑に処することは到底考えにくい事案だが、定住や就労の支援等保護観察の社会福祉的な側面に期待するなどして保護観察付執行猶予に付された者の2通りが混在しており、そのことが、執行猶予者保護観察制度のあり方に困難な面を与えていると思われる。

保護観察対象者のより適切な選択を図るとともに、執行猶予者保護観察法が改正されて、特別遵守事項の設定が可能になり、裁判所が特別遵守事項についての意見を述べる制度になること、量刑判断の基礎となる情状に関する証拠が適切に公判に顕出される必要があることなどを踏まえ、裁判所が、必要に応じて、被告人の生活環境等に関する情報を今まで以上に得ることができるようにするための方策を検討すべきである。

#### 2, 所在不明防止策について。

保護観察付執行猶予の判決を受けた者が、一度も保護観察所に出頭することなく、あるいは、出頭しても、住居を設定するようとの指示に従うことなく、判決確定前に所在不明になる例が少なくないことを踏まえ、保護観察所への出頭や住居設定の必要性等を確実に指導することや、保護観察所が、あらかじめ、対象者の問題性に応じた適切な処遇計画を立て、必要な処遇態勢を整えることができるようにするための具体的な方策を検討する必要がある。

判決確定前に所在不明となった者については、保護観察を開始することすらできず、保護観察による改善更生の可能性がないことが明白であることから、迅速に執行猶予を取り消すことを可能にするための方策を検討すべきである。

### 3、執行猶予取消しについて。

執行猶予者保護観察法が改正され、特別遵守事項の設定が可能とされるとともに、転居や長期の旅行が届出制から許可制に変更されたことなどを踏まえ、保護観察所は、保護観察官の意識改革や調査能力の向上等に努め、対象者が、保護観察官や保護司との接触を怠り、あるいは、保護観察を離脱して所在不明になった場合など、保護観察による指導に従わず、保護観察による更生の可能性がないと認められる場合には、再犯に至らない段階でも、執行猶予取消しの申出を積極的に行うようにすべきである。裁判所及び検察庁においても、遵守事項違反に基づく執行猶予の取消しの必要性が十分に理解され、適切な制度運用が行われるよう、法務省は、関係機関の理解を求めめるための取組を行うべきである。

### 4、その他。

上記各施策を円滑に実施するため、法務省は、法曹三者の更生保護に関する理解を深めるとともに、裁判所、検察庁及び保護観察所による連絡協議会を活発に開催することなどを通じて、関係機関の相互理解を図るための取組を行うべきである。

以上でございます。

野沢座長 どうもありがとうございました。

ただ今の御説明につきまして、御意見あるいは御質問等ございましたらひとつお願いをいたしたいと思います。

佐藤委員 何点かございます。まず1つは、対象者選択等についての後半部分とのかかわりですけれども、要はこういう性質の違う対象者が2種類混在して、しかも保護観察所にとっては突然に保護観察に付されてくるということ、そういう状況を見ますと、保護観察が、大変悩み深い措置をしているということだと思いますので、その趣旨を表す必要があるのではないかとということです。例えば表現としては、「保護観察対象者のより適切な選択を図るとともに」とさらっと言うておりますけれども、前半部分を受けて、それだけに保護観察対象者のより適切な選択を図ることが強く求められるということで、この選択を適切にすべきだという趣旨を表していくのがよろしいのではないかとということです。

2つ目は、1の最後のところは「方策を検討すべきである。」、2の前半部分の文末も「具体的な方策を検討する必要がある。」、後半部分の文末も「方策を検討すべきである。」とある。検討すべきことですけれども、さてそれでは検討した結果、どういうものであるべきか、ここではその方向性が見えない表現にとどまっているのでは、先送りというか、丸投げというか、提言としては適切ではないのではないかと思います。

3つ目は、所在不明防止策とのかかわりで、そもそも保護観察に付された者が、保護観察所の目の届くところに来る前にもういなくなっている。ここで言う「保護観察を開始すること

すらできず」という表現でありますけれども、そういう状態の者についてまで、結果的には保護観察所に種々の責任、道義的なものも含むかもしれませんが、その責任があるかのごとく受けとめられてしまう。要は、制度を大きく変えるわけにいかないとすれば、裁判所と検察官と保護観察所がこの執行猶予保護観察者についての特異な実態というものを常に検討し合って、適正な対象者選択あるいは執行猶予の取消しが行われるように努めなければならないだろうと思います。

そうだといたしますと、関係機関による連絡協議会というものの設置を、これは制度、法律の規定云々ということでもなくとも結構だと思っておりますけれども、そういう機関の設置を強く求めたいかがか。そしてそれを定期的開催して、裁判所側のいろいろな難しい御判断もありませんし、保護観察所側の窮状というものもありません。検察官においてもそれらを十分認識をした上で、取消申出についての措置が適切に、また取消しの裁判が的確に行われることに資するため、連絡協議会をつくる。

以上、3点が意見です。

野沢座長 大事なことと思います。ほかにございましたらどうぞ。

本江委員 私は1点だけ申し上げます。3の終わりの方で、「再犯に至らない段階でも」、「保護観察による指導に従わず、保護観察による更生の可能性が認められる場合には」となっておりますが、これは「再犯に至らない段階で早期に」とか、あるいは「遅滞なく」という表現の方がよいのではないか。「至らない段階でも」となると、原則として再犯に至る者を取消しにするというニュアンスが非常に強いので、「再犯に至らない段階で早期に」とか、「遅滞なく」とかいうようにするべきではないか。どうもこれだと、再犯に至るのを待っていて取り消すのが原則のように見えるのですけれども。

野沢座長 今まではそういうことだったのでしょね。(笑声)何かやらないと発動できないというためらいがあったのでしょけれども、今度は法改正までしたのですから、その辺もしっかりやるということで、ここは書きぶりをちょっと考えますかね。

先ほど佐藤委員がおっしゃったように、検討検討とばかり言っているのではなくて、もっとそれを具体的に表現するということはあっていいと思いますが。

佐藤委員 何か例示できるものなら、しておいた方がよろしいと思っておりますけれども。

野沢座長 法改正もでき、その運用の実を上げることが大事で、その形としてそういった連絡機関があるといい。

佐藤委員 それも1つだと思いますね。

満期出所者についてどうするか、ないしは満期出所者とほぼ同様の結果となるような、満期直前に、いわゆる中間処遇ですか、そういう者と同じように、この保護観察付執行猶予については悩ましいものが多々あると思うのです。したがって、先ほど社会福祉的な側面とありましたけれども、保護観察の社会福祉的な側面というのがどういう意味合いであるのか分かりませんが、そう言わざるを得ない実情というのが、今申し上げたようなたぐいの対象者についてはあるということだと思っております。

野沢座長 どういう判断で保護観察付執行猶予にするかという、非常に際どいところを前回のヒアリングで率直に伺ったわけですが、今回御議論いただいた結果の中で、やはり社会内処遇、要するに保護司を含めた処遇がしっかり行われるということになると、保護観察付執行猶予というものが非常にいきてくるわけですから、そこを前段ではっきりさせながら、何

としても、少しでも立ち直りの機会を増やしていくことは大筋として必要なことだろうと思います。取消しの方ばかり強調してもいけませんから、そこはやはり全体の流れの中でメリハリをつけてということになるのではないかと思います。

瀬川委員 執行猶予者保護観察法が最近改正されたということで、この有識者会議の提言自体がどういう意味内容を持つのか、射程距離が分からないところがあります。そういう意味で、今の取りまとめ案は、運用面に重きが置かれていて、何かもう1つ改革するという意気込みが感じられないところがあるのではないかと。逆に言えば、この程度で済んだ方がいいのかもしれないけれども、もっと踏み込むかどうか、これは是非、座長を含め事務局で考えていただきたいと思います。

前回は申しましたけれども、前回のヒアリングは貴重なものだったと我々も認識しております、今まで分からなかった実態が非常に明らかになってきていると思うのです。そういう意味で、最終提言の中に前回のヒアリングで明らかになった2つの点、1つは、執行猶予者保護観察法第5条に規定する遵守すべき事項の中の「善行を保持すること」文言が、非常にあいまいさが残っている。前々から指摘された点ですけれども、普通の一般市民が見てもこれはあいまいだと感じると思うのです。しかも運用面で、実際の実務家から見ても、これがあいまいさを残しているとすれば、やはり改正の方向性を出すべきではないのかという気がいたします。

それからもう1点は、刑法の規定に絡み、大き過ぎる問題ではあるのですが、刑法第26条の2に規定する執行猶予の裁量的取消しのところで、前回のヒアリングでも明らかになりましたように、「その情状が重いとき」をめぐる、この取消しのシステムが非常に作動しにくいことになっていきますので、この点もやはり検討課題として指摘しておいていいのではないかと気がいたします。

堀野委員 1のところですが、この前、裁判所の立場から率直な御意見を頂いて、大変参考になったのですけれども、対象者選択等についてのところでさらっと説明された、「量刑判断の基礎となる情状に関する証拠が適切に公判に顕出される必要があること」について、これ自体、私ども刑事裁判の実務に携わっている者から言えば大変重いことなのです。

実は、一般に、軽罪というより、むしろ認めている事件の場合には、通常今の裁判所では1回の裁判で40分以内におさめてほしいというやり方が多いわけですね。あらかじめ打ち合わせで、裁判所から40分以内でおさめてくれと言われるわけです。40分というと起訴状の朗読から始まって、調書の朗読、それから被告人質問があるとして、この犯罪にかかわった被告人の動機等の事実に関する質問等、それから反省しているかどうかという点等が、一応被告人質問とかあるいは情状書に出ており、それは刑を決める上での一定の資料にはなってはいますけれども、弁護人にしてもそれから裁判所にしても、あるいは検察官にしても、決してこの被告人の改善更生にとって何がエレメントになるか、何が一番重要かを突きとめることは目的意識の中にないわけですね。ですから結局量刑判断の資料にしかすぎなくて、特別遵守事項を適切に設定する上で、それにふさわしい適切な審理が行われる時間的余裕がないというのが現状です。

だから、こういうことが必要だと言われたとしても、刑事裁判実務がある意味でもう少しゆとりを持って、例えば弁護人と被告人との対話がしっかり行われるだけでも大分違ってくる。本当に形だけの尋問ではなくて、被告人がそうなったことについて、あるいはこれから本当にどういう環境の下でどうするのだというような、更生保護の観点で参考になるいろいろな事実

を法廷の中で顕出していくことが非常に難しい状況にある。その中で対象者選択を適切にやれと言われても、果たしてできるのかなという疑問があるのですね。

その辺のことは、今日は問題提起だけにとどめておきますけれども、やはり法曹三者の中で刑事裁判のありよう、量刑立証について、今少し、その更生保護を見据えたところまで審理を行うことについての方向性を実現していくことが必要ではないかと思います。先ほどの取りまとめ案の内容を特に変えてほしいという意味ではございませんけれども。

野沢座長 特に、裁判員制度で非常に圧縮した裁判となってくると、今の御指摘は大事な課題ですね。だから、どうやって事前整理をきれいにやるかということに大きなウエートがかかりますね。

堀野委員 もうやったことについてはほんの少しでいい、量刑についてもっと調べてほしいと思うときがいろいろあるわけですね。しかし、時間的な制約その他でどうしてもそれができない、そのまま保護観察所に送られてしまうということで、そうなると特別遵守事項の設定という制度ができたとしても、絵に描いた餅になりかねないという危険性をちょっと感じているということです。

野沢座長 分かりました。はい、どうぞ。

清原委員 対象者選択等についての前半部分のところに、従来2通りのケースがあって、「それが混在していてこの執行猶予者保護観察制度のあり方に困難な面を与えていると思われる」とあります。ここだけを聞きますと、したがって、2通りが混在しているのだけれども、今後はどちらを重視するのかとか、あるいは両方ともあるけれども、それぞれに適切な対応をすべきと言っているのかというところが、後半部分を聞いていても、私のような素人には必ずしもよく見えないところがございます。

と申しますのは、「保護観察による指導監督・補導援護があれば、社会内での更生が期待できるとされた者」については、保護観察の制度をより適切に運用する中で実効性が上がると思われれます。しかし、「定住や就労の支援等保護観察の社会福祉的な側面に期待する」とありますが、保護観察そのものは、社会福祉的な側面と本当に密接不可分とは思いますが、保護観察官及び保護司が、この点について実はかなり時間を割いていることも承知しております。この2つのタイプの混同をどうすることによってより混同しないものにするのかということについて、後半部分で書いてあるとは思いますが、特にこの社会福祉的な側面に期待された場合というのは、単に被告人の生活環境等に関する情報を裁判所にお伝えすれば済むのかどうかということなど、この対象者選択等について説明されていることが最も含意しているものが何なのかということについては、ちょっと代案は出せませんが、後半部分のところにもう少し明確に方向性を示した方がよいのではないかなと感じました。

野沢座長 保護司の仕事の中身、それから保護観察官も、もう少しお世話がしっかりできれば、そこが1つの安全弁になって、この制度がよりいきてくることは間違いないと思いますからね。

では、ただ今頂いた御意見を参考にして、多少の手直しもあろうかと思いますが、これをまとめとして何とか固めていきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

## 2 保護観察官のあり方について（意見交換）

野沢座長 次は、保護観察官のあり方についての意見交換をしたいと思います。これにつきまして、事務局の方からの御説明をお願いしたいと思います。

事務局 保護局総務課長でございます。

まず保護観察官の役割、これを保護司との比較でまとめて見たいと思います。

まず最初に、保護司の職務につきましては、犯罪者予防更生法第20条におきまして、「保護司法に定める保護司は、保護観察官で充分でないところを補い、地方委員会又は保護観察所の長の指揮監督を受けて、同法に定めるところに従い、それぞれ地方委員会又は保護観察所の所掌に属する事務に従事するものとする」とございます。保護観察所長の指揮監督を受けて、主には保護観察の実施あるいは犯罪予防活動の実施に従事していただくというものです。

それともう一つ、平成11年に保護司法が改正されまして、保護司法第8条の2が加わっております。ここで、犯罪予防の活動に資すると考えられます民間の団体あるいは地方公共団体の施策への協力等が、保護司の職務として定められております。

保護観察官しかできないとされておる事務については、犯罪者予防更生法第41条に、「引致は、保護観察官に行わせる」という規定がございまして、法令上明確に保護観察官しかできないという規定はこれのみです。

ただ、犯罪者予防更生法等における保護観察所の長が行う事務の中で、権力作用等に及ぶもの、例えば保護観察の取消申請ですとか、保護観察の解除等については、運用上保護観察官のみが行っております。

保護司もできるとされている事務ですが、犯罪者予防更生法等におきまして、保護観察官又は保護司をして行わせるという規定がたくさん出てまいります。

保護観察の関係では、犯罪者予防更生法第39条に「保護観察において行う指導監督及び補導援護は、保護観察官又は保護司をして行わせる」とございます。この指導監督・補導援護の関連で、保護観察のために必要と認めるときの関係人の調査、良好停止中の者に対する調査、仮解除中の者に対する調査、保護観察の停止中の者に対する調査が、保護観察官又は保護司ができることという規定になっております。

次に、環境調整の関係、これは犯罪者予防更生法第52条ですが、これにつきましても保護観察官又は保護司、さらに犯罪予防活動あるいは犯罪予防活動等を目的とする様々な地域活動等についても、保護司ができると規定されております。

このように、特に保護観察の関係で、保護観察官又は保護司が実施するという規定がございまして、この点が保護観察官と保護司との役割分担を考える際に、十分検討をすべき課題であろうと考えておるところです。

次に、実際の保護観察の場面におきまして、保護観察官と保護司との具体的な役割の例を御説明します。実務上の分担ということですが、決して法令上明確に規定されておるものではないです。

例えば、保護観察の開始時の面接、特別遵守事項の設定、事件調査票の作成、処遇計画の策定、こういうものは保護観察官が行っております。

指導監督・補導援護のところは、先ほどの犯罪者予防更生法第39条にありますように、保護観察官又は保護司をして行わせるということです。しかし、実際には、各種集団処遇の実施、覚せい剤事犯に係る尿検査の実施、応急の救護・援護、こういうものは現実には保護観察官が

行っております。そのほか平成18年度から導入いたします性犯罪者処遇プログラムの企画や実施、総合的な就労支援、こういうのも保護観察官が行うことにしておりますし、今検討していただいております生活実態を把握するための強制的な権限、居住指定制度、こういうものについても今後保護観察官に行わせることにしたいと考えております。

そのほか、特別な場合として、転居、所在不明、それから良好措置、不良措置があります。このような区分けで今運用しておるところです。

次に、保護観察官の役割の明確化です。ここで御説明したいのは、今後の方向性として、効果的な保護観察を実施するとともに、責任の所在を明確にするという観点から、保護観察官の果たすべき役割を可能な限り明確にすべきであろうと考えているところです。

例えば、保護観察の主宰者・責任者としての事務、処遇プログラムの企画・運営など専門的な知見を要する事務、対象者の意に反して行う権力的な事務、こういうものは保護観察官が主に行う事務ということで明確化していくべきではないだろうか。またそのことによって保護観察官の意識も変わっていく、このように考えられます。

これまで保護司からも、保護司に依存し過ぎておるという御批判を受けておるところですが、保護観察官が前面に出ないということがないように、保護観察官が保護観察の責任者あるいは主宰者という事項を明確にすることによりまして、例えば、保護司からの報告により、保護観察からの離脱や再犯に至る兆候が認められた場合などに、保護観察官が直接的に関与することを明確にしていく。これを法令レベルで書き分けることができれば、なおさら明確になるのではないかと考えておるところです。

次に、保護観察官の専門性、能力です。

まず、保護観察官の採用、育成を検討する前提として、現在保護観察官に求めております専門性、能力とは何かということですが、まず犯罪者予防更生法では、これはもう何度も言われておりますけれども、第19条第2項に、「保護観察官は、医学、心理学、教育学、社会学その他の更生保護に関する専門的知識に基づき」云々という規定がございます。その中で具体的にどういう能力が求められるか、私ども保護局で現在考えておりますところは、およそ次の5つの点にまとめることができるかと思えます。

まず1つ目は、対象者及び対象者の環境を的確に調査・評価するとともに、その結果に基づいて最も効果的な処遇方針を選択し、実行する能力。保護観察の事件の見立てと私どもよく言っておりますが、事件を見立てて、その事件にふさわしい処遇方針を立てて実行していく能力。それから次に、今回性犯罪処遇プログラムを導入しましたが、科学的・体系的な処遇プログラムを企画し運営する能力。

以上は、保護観察官の処遇者としての能力と言えるかと思えます。

それから3つ目に、保護観察対象者の状況をきちんと見極め、適機に保護観察の解除等の良好措置、あるいは仮出獄取消等の不良措置をきちんと行う。これは法の執行官として求められる能力であろうかと思えます。

4つ目は、関係機関と連携をしていく能力。実際に保護観察の効果を上げるために、地域の中でいろいろな社会資源を活用していく能力が求められるわけです。

5つ目は、保護司との協働ということで、保護司に対する的確な指導・助言を行える能力も必要になってこようかと思っております。

このような保護観察官に求められる能力を前提としまして、次に保護観察官の採用と育成に

ついてです。

まず現状について、御説明いたします。

更生保護官署の職名別定員は、合計で1,400名余りでございます。社会復帰調整官を含めてそれだけでございまして、法務省の中では、例えば矯正ですと2万人余り、検察ですと1万人余りでございますので、役人の規模としては非常に小さいものでございます。

次に、更生保護官署職員の採用試験別構成。これは、国家公務員の行政の種、種、種から主に採用をしております。平成17年4月1日現在の職員全体では、種の職員が約半数、種の職員が約15%でございます。平成13年度から平成17年度までの5年間の採用状況を見てみますと、種が7割以上でございまして、ここ数年は種の採用がだんだん多くなっており、種がその分減っておるということでございます。

次に、更生保護官署職員の専攻分野です。平成13年度から平成17年度までの採用者の内訳ですが、5年間で採用しております種職員は29名、うち法律で入ってきた者が6名、心理系が16名、教育・社会系が7名です。種職員は154名でして、法学が61名、経済学が16名ですので、この法学と経済学で約半分、50%を占めております。そのほか、教育学、社会学、文学、このようなところです。

これが現在の更生保護官署の職員の現状です。

次に、今後保護で行うべき採用の方法ですが、保護観察官にふさわしい人材を採用するための方策として、特に7割以上を占めております種に相当する職員の採用について、専門試験の導入を含めて、幅広く検討していく必要があると思っております。

ただ専門試験につきましては、これまで保護局内でも何度か検討してきたわけですが、利点もございませうかわりに検討すべき事項もございませう。

利点としては、保護観察官への動機づけの高い者を確実に採用できる、あるいは保護観察官に必要な専門的知識を有する者を採用できる。

検討すべき事項としては、保護観察官の専門性は何かということにも関連してくるわけですが、専門分野にかかわらず、対人関係等について基礎的な資質を有する者を採用した方が、非常にバランス感覚のある保護観察官を得られるのではないかという議論もございませう。

そのほか、他の国家公務員試験、種、種、種とございませうが、これをさらに有効活用することが合理的ではないか。特に前回は御報告申し上げましたが、平成18年度から種の行政区分の中の出題分野に、心理、教育が含まれることとなりますので、この種の行政区分から、より幅広い人材を採用できることが見込まれております。

次に、試験問題の作成、試験の実施等の事務量に見合うだけの人員を採用できるかということです。先ほど申し上げましたように、5年間で採用している種職員が154名、年間30名程度ですので、専門試験をしようと思えば、保護局で試験をつくり、採点をし、そしてその試験を実施していくという事務がありますが、そうした人的体制と費用対効果の問題もあるわけですね。

次に、研修です。現在の更生保護官署職員の研修の中央研修の体系は、採用から順次昇進をしていくわけですが、管理職になる手前に「高等科研修(約35日間)」というのがございませう。ここまでが保護観察の処遇に関する研修で、それ以上の管理科研修からは、どちらかといいますと管理職に対するマネジメントを中心とした研修ですね。

特に、採用されましてすぐに初等科研修があります。その次に、中等科研修がございませうが、



これは新任の保護観察官すべてに受けさせるものです。

まず特徴としては、前期、中間期、後期の3つに分けておりまして、前期が50日間。これは東京にある法務総合研究所に合宿をして研修をするものです。主に座学を中心に、法務総合研究所の教官あるいは保護局の幹部職員が講義をする。場合によっては外部の大学の先生等にお越しいただくこともございます。

それが終わりますと中間期、これが6か月ですが、これはそれぞれが出身の保護観察所に戻り、指導官が定められまして、この指導官に従ってそれぞれ研修を行う。これは実地の訓練です。

それが終わりますと、後期が30日。これは、中間期で面接票ですとか質問調書ですとかを作成しておりますので、そうした書類を持ってまいりまして、研修員相互あるいは法務総合研究所の教官、あるいはこの近辺の保護観察所、あるいは関東地方更生保護委員会の中堅クラスの保護観察官を入れて研修をするというものです。

その中等科研修が終わりますと、新任保護観察官処遇実務実習がございまして。これは中等科研修を終了した補職後3年未満の保護観察官に対して、指名された指導官のもとで、主に直接処遇を担当させることを目的としたものです。

そのほか、中等科研修を終わって2～3年の者に特別科研修、8年程度たったところで専攻科研修、そして管理職になる手前の保護観察官に行います高等科研修、ここまでが中央に行く研修ですが、このほかに、保護観察官等委託研修というのがございまして。これは、カウンセリングですとかグループワーク等を行ってある機関に委託をしたり、あるいは現在は精神保健観察の関係で社会復帰調整官を病院に派遣して、委託をして研修を受けさせることを行っているものです。

このような現状を踏まえまして、それでは今後私ども保護局としてどういう方向で研修を充実していくかということですが、まず中等科研修等の初期の研修を充実する。例えば期間も、現在はほぼ1年、10か月余りでございまして、これをもう少し延ばすことができないか。

家庭裁判所の調査官は、採用されますと調査官補ということで2年間ありますが、この2年間の間、4か月間の前期合同研修、13か月間の実務研修、これは保護観察官で言う中間期研修に該当します。そして、7か月間の後期合同研修というものを受けています。合計24か月、2年間の研修があるわけですが、これに近づけることができないかと考えています。

それから実務訓練の充実、特に直接処遇を体験をさせて処遇者として育てるという方向があります。中等科が終わった後で、新任保護観察官の処遇実務実習がありますが、これを更に充実させる、あるいは職場でのOJTの充実などを考えております。

あとは、関係機関へ派遣をしたり、あるいは先ほど申しました委託研修をしたりして、現在年間約30名弱の者が関係機関での委託研修を行っております。こういうものを更に充実する、あるいは委託ではなくて、人事交流を積極的に行っていくということです。

保護観察官には、犯罪者予防更生法で見えていただきましたように、医学、心理学、教育学、社会学等の犯罪者の指導に関連する人間諸科学の基礎知識を求めております。特定の分野における深い知識経験というよりは、犯罪者の指導に関連する広い分野につきましまして、基本的な知識経験が求められるのではないかと思います。このような観点から、採用におきましては、人間科学に関する基礎知識を有しまして、犯罪者の指導に高い意欲を有する者を採用し、採用後の研修あるいは実地訓練、直接担当ですとかOJT等で必要な知識経験を積ませることが必要

ではないか。

特に、保護司にいろいろ助言するにつきましては、保護観察官が直接処遇に関与する機会を多く持たせることが重要ではないかと思っておる次第です。

次に、既に第9回の会議で御説明申し上げましたが、保護局で実施をした「保護観察官の意識に関する調査」の結果です。

簡単に御説明いたしますと、保護観察官の専門性向上のためにどのような方策が考えられるかを現場の保護観察官に聞いた結果ですが、保護観察官補制度、OJTの充実強化、職場内での事例研究、主に現場での実務訓練が重視されております。

それから、更生保護・保護観察の現状について、保護観察官がどのように考えておるかということですが、まず、改善更生に役立っており、再犯防止・治安確保に役立っておりと考える者が多くあります。その反面、生活実態を的確に把握できていると思っておる者は非常に少なく、それから、デスクワーク中心になっておるといった者が非常に多くなっております。

次に、更生保護官署が国民から何を期待されておるかについての保護観察官の意識ですが、すべての者が再犯をしない保護観察を実施していく、重大再犯をしない保護観察を実施する、危険な犯罪者の監視をきちんと行っていく、このようなところが期待されておると保護観察官は考えておるといことです。

以上が保護観察官のあり方についての説明です。

それから、事件対応のための緊急連絡網の状況について御説明いたします。前回、保護司が夜間・休日保護観察所に緊急に連絡をとるために、保護観察所がどのような体制をつくっておるかという御質問がございましたが、事件対応のための緊急連絡網は、50あるすべての庁で作られております。

そして、緊急連絡網に対応しております職員についてですが、職員全員で対応しておるところは6庁ございますけれども、多くの庁は管理職あるいは一部の保護観察官ということですが、これは、保護観察官にもいろいろ経験年数がございまして、職務経験ですとか、あるいは管理職が持っております判断権限、そのようなことからこのような状況になっておるのだと思います。各庁の事情に対応しておるといことです。

それから、緊急連絡網の保護司への通知方法。多くは、会長会議等で周知をしております。各地区の保護司が保護司会というものをつくっていますが、多くはその保護司会の会長に連絡をしておるといことです。また、各保護司会が大体年間4回ほど保護区内のすべての保護司の方に広報紙を配っていますが、こういうところへの掲載が非常に少ないということにして、保護司一人一人にまで確実に連絡するよう、この点につきましては改めて保護局から各保護観察所に指導をしたいと思っております。

それから、管理職が連絡を受けた場合に、担当保護観察官に連絡できる体制にあるかという問いには、すべての保護観察所で、必要があれば管理職から担当の保護観察官に連絡をして対応する体制になっております。

それから、平成17年度中に事件関係で保護司から緊急連絡を受けた回数についてです。これは記録を取っておりませんのでおおよその回数ですが、平均5.4回です。30回、40回という庁が2庁ございます。これは実情を聞いてみますと、特定の事件について特定の保護司が何度か電話をしてこられたというものです。

最後に、緊急連絡の主な内容を見てみますと、例えば、対象者が再犯・再非行によって逮捕

されたということから、対象者が住む場所を失ったのでどうしようとか、あるいは所在不明中の対象者が保護司のところへ夜訪ねてきたけれども、どうしたらいいかというようなものなどがございます。必ずしも夜間即時に対応をしなければならない事項ばかりではないので、今後は保護司研修会などで、こうした、例えば再犯・再非行によって対象者が逮捕された場合にはどうするかということ等を非常に詳しく具体的に御説明を申し上げる。それから、何よりも平素から保護観察官が保護司の方々と意思疎通を十分行っていくことが必要であろうかと思っておりますので、この点につきましてもあわせて全国の保護観察所に指導をしていきたいと考えています。

野沢座長 ありがとうございます。

御質問、御意見を含め順序に従いまして、まず保護観察官の役割、官民協働のあり方といった点から御議論いただければ幸いです。いかがでございましょうか。

堀野委員 A分類とB分類がございませぬ。その2つの分類について、保護観察官のかかわり方に何らかの区別が実務上あるいは内規上あるのでしょうか。

事務局 通達では、例えばA分類ですと月2回会うというような、明確な規定はしてありませんが、A分類については保護観察官が積極的に対象者あるいは関係人と面接するよう指導をしております。

堀野委員 それは直接処遇をせよということではなくて、一般のかかわり方と同じだけれども、保護観察官が特に注意してやるということでしょうか。

事務局 はい、そうです。

堀野委員 ちょっと初歩的なことをお伺いしてよろしいですか。保護司に依頼するまでの手続の流れについてですけれども、保護観察付執行猶予判決の場合、判決を受けたその日に拘束されている人は身柄を解放されますよね。それから身柄を取られてない人はその場でももちろん帰れるわけですけれども、その日に書記官に会いますよね。書記官と会って、書記官から保護観察についての説明を受ける。そして保護観察所への出頭日時を指定される。その日のうちには保護観察所に行かないですね。

事務局 通常は、判決がありましたその日に裁判所で書記官の方から、保護観察所に出頭するよう指導がございまして、判決確定前ではございますが、判決の日かあるいは翌日ぐらいには保護観察所に出頭してまいります。

堀野委員 その出頭したときに保護観察官の初回面接があるわけですね。

事務局 はい。

堀野委員 遵守事項等についての説明はそのときにやるわけですね。

事務局 はい、そのとおりです。確定前ですが、一応確定を前提にしまして、本人にもその旨話をしまして、保護観察官が遵守事項等について説明し、また保護司も一応仮指名の形で、確定をしたらこの保護司の指導を受けるということで、仮の指名をさせていただいております。

堀野委員 そして確定したら今度どうなるのですか。もう一回また面接するのですか。

事務局 確定してすぐということではなく、保護観察官は定期駐在ということで、本人の居住している地域の、例えば市役所とか区役所等に月1回程度行って面接をする時間を持っておりますので、そこにもう一度本人を出頭させて面接指導することはあります。

堀野委員 そうすると、初回の場合とその後、2回は保護観察官が必ず会うと考えてよろしいわけですか。

事務局 2回目のところは必ずというわけではありませんけれども、1回目のところは必ず

です。あとは必要に応じて保護観察官が面接指導をするということです。

堀野委員 分かりました。

野沢座長 いわゆる施設内で処遇を受けた方については、ある程度事前に、こういう人だからこういう特別遵守事項が効果的だろうという準備ができるのだけれども、執行猶予の判決はその場にならないと分からないということがあって、なかなか事柄を決めるのが大変だろうと思うのです。この辺の具体的な取組について、この場合にはこうしたらどうだという何らかの指導といいますか、マニュアルみたいなものは何かあるのですか。

事務局 一応裁判所の方から保護観察言渡連絡票という書面が届くのですが、そこにはごく簡単に、裁判所が本人を執行猶予に付した情状等が番号などで表示されているので、それを見ますと、大体どういう人で、どんな事件を起こして、懲役何年執行猶予何年という判決を受けたのかなど、大枠だけは最初に保護観察所に出頭してきた段階で分かるようにはなっております。

野沢座長 なるほど。それでその情報は保護司にも当然開示されてということですが、保護司はいつの段階でその対象者にお会いできるのですか。

事務局 先ほど御説明いたしましたように、通常は保護観察付執行猶予の判決が言い渡されたその日あるいは翌日ぐらいに、対象者が保護観察所に出頭してまいります。そのときに、判決が確定するまでに控訴する意思があるとかないとか、この判決に従う意思があるとかないとかということ、保護観察官が面接の中で確認いたしまして、判決が確定したときは遵守事項に従ってちゃんとやっていきますという仮の誓約をいたします。それで、2週間後刑が確定すると、保護観察を受けることになる。したがって、担当保護司は仮指名という形で、あなたの場合にはこの人になる予定だと伝えます。ですから、あいさつぐらい行っておいた方がいいのではないかと本人に説明しまして、そのときに保護司の方にも、確定後はこの人の保護観察をお願いすることになります、事件については大体こういう内容で、こういうことをした人ですと、簡単な概略、家族状況等分かった範囲でお知らせすることになります。

野沢座長 なるほど。いかがですか皆様。

前後しても構わないと思いますので、保護観察官に必要な専門性あるいは現在の保護観察官に欠けている点、あるいはこういった点をもう少し考えたらどうかということも含めて、議論していただいたらどうでしょうか。

清原委員 保護観察官の専門性というところで、このように思うのです。最近の犯罪の様相といいますと、どうしても若年齢化ですとか、あるいは家族間の事件というのが新聞報道、テレビ報道等ではかなり詳細にいろいろ伝えられております。そのような中で、どうしてもその背景にあるもの、成育歴ですとか、あるいは家族関係ですとか、かなり詳細な情報が、被疑者、容疑者、やがては被告人に関して世間に流布されるような状況があります。その後、それなりの刑期を終えて出所してくるとか、保護観察を受けるという段階になりましたときに、初めて出会うのが今度は保護観察官であり保護司になるわけです。そうしたときに私は、大変基本的なことは、保護観察官、保護司がどのような人権意識をお持ちかということで、特に若年の方には大きな影響が与えられると思います。

例えば、母子家庭であるとか、あるいは共働き家庭であるとか、そうしたことは当然更生保護に必要な情報になるのですけれども、保護観察官のちょっとした語り口の中で、例えば、お母さんが働いていたからやはりこういうことになったのだというような、本当に無意識のうち

に語られてしまう言葉で影響を与えてしまうという状況もあるやに伺っております。私はこの専門性というか、むしろ求められる能力なのかもしれませんが、人権の意識と柔軟性といいたいまいしょうか、表現は難しいかと思いますが、大変重要だと感じました。

そこで、保護観察官としての職務に関連した基本的な能力について、5点御説明がありましたけれども、能力というよりも資質とかあるいは適性という表現の方が適切かもしれないのですが、基本的人権の尊重の意識ですとか、責任感とか指導力とか、コミュニケーション能力、特にコミュニケーション能力としては説明力だけではなくて、聴く力といいますか、傾聴の力といいますか、あるいは調整能力とか、そうしたものが、専門性として説明された代表的な5点の基礎的な部分にあるのではないかと感じました。

それと関連して、この保護観察官を対象にした調査でも、例えば専門性を向上するためにはOJTとかケース研究が有効とありますように、基本的な研修も重要ですが、非常に変化しやすい犯罪の様相の中で、保護観察官も更生保護あるいは保護観察としてどのような対応が必要なのか大変試行錯誤して悩んでいらっしゃる様子が分かります。ですから、基本的な資質とか能力は今申し上げましたようなことですが、それは本来持っているとしても、ケースを共有するとか、あるいはOJTを充実する中で、相互に、相互批判あるいは切磋琢磨の機会が与えられないと鍛えられない部分があるかもしれないと感じました。

求められる能力と言いましたときに、繰り返しになりますが、保護観察官の専門的な役割と結び付いて求められる能力の基礎に、もう少し今申し上げましたような人権意識や責任感やコミュニケーション能力と呼ばれるような、少しブレイクダウンしたものが示されることが必要であると思いました。

そして、それらの能力は孤立化した活動ではなくて、チームで対応するとか、関係機関との連携もあるでしょうが、保護観察官と保護司がペアでかかわっていらっしゃるようなことが、個人情報保護、守秘義務を尊重しながらも、もう少し共有されなくてはいけないと思います。

最後に付け加えますと、保護司は保護観察官を直接的には批判できないのではないのでしょうか。こういうところは私たちの取組とはちょっと違うのだというようなことを、なかなか言いにくい関係であることは確かです。でも、やはり人権意識が何よりも重要なものではないかなと思いましたので、その点に御配慮を頂ければ有り難いと思います。

田中委員 この保護観察官の専門性というお話なのですが、これは違う分野ですが、医学の分野で最近のいろいろな事例研究を見ますと、糖尿病とか高脂血症とかという診断がなされると薬を出すのですけれども、その薬が効く場合というのは5割ぐらいしかないそうです。要するに、糖尿病とか高脂血症と言っても人それぞれで、薬が半分は効いてないという。だから、副作用の方が出してしまうというのが実態であり、その他普通の病気でもそうだというのが最近の事例です。それで、名医が病名を診断した場合でも、亡くなった後、細胞に至るまで解剖すると、2割の者は誤診、すなわち病名が違っているというのが医学の現状です。専門性といっても、人間しかも犯罪者の場合に、一体どの程度その犯罪者のことが分かっているのか。これは糖尿病だと診断して薬を出しているようなもので、診断力というのはよほどのことなので、円満な人格だから分かるとかコミュニケーション能力があるから分かるとか余り考えない方がいいのではないかという疑問を持った方がいいのではと思うのです。

我々が身体上持っている普通の病気でさえそのくらいややこしいのですから、まして心とか、先ほどお話がありました幼時における体験がどうだとか、その後の影響とかいろいろなことが

ありますよね、ドメスティックバイオレンスとか何か。ちょっと世間を知っているからとか、ほかの人より多くの人に会っていたからというぐらいで、そういう能力があると考えない方がいいのではないかということはどうですかね。言葉にすればこういうことだと思のですが、ただそれが能力なのかどうか。もっとサイエンスベースドというか、エビデンスベースドの議論が必要かと思うのですが、そこはどうなのですかね。

梶井委員 おっしゃるように、この専門性に関する規定というのが、これがどうも結構迷いの道を始めるもとではないかという気もするのですね。と言いますのは、先ほどの採用方法の説明において、専門試験を導入すればいいとありましたが、果たしてそうかと思えますよね。結局保護観察官としていかにいい人材を採り、いかにいい教育というか訓練というか、育てもらうかということをして初めて保護観察官ができるという点を考えると、ここで言う専門性が余りに頭にとらわれ過ぎているのではないか。いい人をつくる、要するに単にシステムをつくることも大事だけれども、いかにいい人材を採り、そして育てる、これは基本だと思うのです。

その際、ここで採っているのはわずか30人、年間30人程度しか採れない中で、幾ら心理学、教育学、社会学を勉強したといっても、こう言っただけで、さほどのことではない。私はある程度できればいいと思うのですが、私たちでも、人材を採るときは、基本的な知識も重視しますけれども、やはり面接を相当行います。まずそういうものをやるべきではないのかなと思うわけで、専門ということに何か迷いを感じるというか、言葉にすればこういうことになるけれども、それを考える余りどうもおかしくなっているのではなからうか。

それからもう1つ。これは不思議だなと思いましたが、更生保護官署職員を見ますと、種は管理職になれる方ですけれども、法律職が甚だ少なく、心理や教育・社会だけで採る、これでいいのかと思うのです。というのは、確かに心理や、教育・社会というのは専門の中の1つかもしれないけれども、管理職なり中心になる人たちがそれだけでいいのか。やはり基本的には法律といいますが、法律とは何かというリーガルマインドみたいなものは少なくとも持っていなければ、この職場ではだめなのではないかと思うわけです。そういうものがなくて、心理や何かだけで、いずれそれは中に入ってから勉強して育っていくわけですが、基本的にやはり心構えみたいなものは必要なものですから、それが必要なのではないか。その点、法務教官の採用につきましては、かなり法律も重要なパートとして入っている。だから、法律も含めた幅広い能力のある人材をいかに採るかというときに、単に御説明のあった心理、教育、社会云々ということで専門と決めつけずに、もっと幅広い人材を採ることを本質的に考えないと、いわゆるまだ専門ともいえない段階の部分で引きずられてしまう、いい人材は採れぬ、育たぬと思います。

最後に、実際実務に入った方々の8割近くは、現場でいかに直接担当の経験をするかが一番大事だと言っているわけですから、やはりそういう形に耐え得る人材をいかに採るかということに尽きるのだと思います。ですから、先ほどから話題に出ていますこの専門性を法律で規定するのも結構だけれども、これに余りとらわれ過ぎてはいけないなと思います。

本江委員 今、梶井委員が言われたのは、採用の際のいわゆる知識としての専門性だと思うのです。先ほど示された専門性というのは、採用の際の専門性ではなくて、いわゆる保護観察官の専門性といったときの専門性のことではないかと思うのです。それはやはりかなり違うと

思います。

保護観察官の専門性とは、更生保護の中では終始基本になる概念ですので、今後理論的にもっともっと詰めていただきたいと私は思うのです。そしてそこへ向かって、全ての保護観察官が専門性を身に付けるように努力しなければいけないのだらうと思うのです。

先ほど田中委員が言われたことに非常に賛成なのですけれども、こういう分野で、この人は明日犯罪を犯しそうだ、今日中に収容しなければいけないという見分けのつく、医師で言えば診断です。それは非常に難しいと思うのです。しかしそれができるようにならなければ、私は保護観察官としては一流ではないと思うのです。

その場合に、そういう人間性とか何とかで判断するというのはとても無理なので、従来から申し上げているとおり、やはり警察、検察がたくさんの人員を投入して、何日もかけて調べ上げたその被疑者、被告人の刑事事件記録を保護観察官が最大限活用する、その中にこそ私は答えがもう入っていると思うのです。だからいちいち調査する必要はないし、個人的に改めて3日や4日調査しても何も出てこないと思うのです。事件記録をしっかりと活用して、この人はどういう人なのかということをしっかり把握して対処すべきだと私は思うのです。

先ほど保護司に対する情報提供の話が出ておりましたが、ここから先は余り議論された問題ではないのですが、私は法律的にどういう仕切りがなされるか分かりませんが、進むべき方向は、やはり保護司を信用して、信頼して、そういう情報をできるだけ保護司にもお伝えする、その上でやった方が、保護司も非常に有効に指導をすることができるのではないかと思います。

こういう専門性が身に付いたから判断できるというのは、田中委員が言われるようにほとんど不可能だと思うのです。その人についての具体的な調査結果をまず見て、医学で言えば血液検査とか尿検査とか、いろいろなもののデータを見て、その上で判断するのと全く同じで、やはり捜査記録を大いに活用することが大切だと思います。

金平座長代理 皆様と重複するところもあるかもしれませんが、この保護観察官の専門性についてですが、私は保護観察官の採用時における試験はやはり必要だと思いますが、単に大学で何を学んだかという知識を問うのでなくて、動機付けの高い者を採用するというところを私は是非強調したいと思います。

どう考えてみても、一般行政職との互換性はないと考えるわけですから、そうすると生涯保護観察官である。その人たちにとって、もし保護観察官であることが苦痛であったときには、逃げようがないわけです。「保護観察官の意識に関する調査」を見ましたときに、この試験を受けたのは安定した職場だからという意味のお答えが、私から見ると大変多かった。あの方たちは、生涯本当にお気の毒だなと思うのです。本人もお気の毒ですけれども、それに指導される対象者も大変不幸だなと思います。

したがって、いわゆる大学の専門分野にかかわらず、動機付けの高い方たちを基準にする、そういうことがチェックできる試験制度を是非設けてほしいと思っています。

もう1点、研修について伺いたいのですが、採用時の初任者研修は、職場に配置される前に15日間全員受けるということによるのでしょうか。

事務局 職場に配置されてからでございますけれども、保護観察官になる以前、いわゆる法務事務官として、会計とか庶務の仕事に携わる際に受ける研修です。

金平座長代理 数の問題があるからだと思いますけれども、確か保護観察官というのは、その庁に配置されてすぐ、地区を担当するのですよね。保護司のヒアリングのときでしたか、昨日

ちょっとその議事録を読み返していましたが、「私の地区には百何十人対象者がいるけれども、2人の保護観察官がいらっやって、忙しくてとてもいちいち相談なんか気の毒で行けないよ」というくだりがあったのですけれども、そうすると、いきなり地区を持ってしまうということは、A分類の事件であろうとB分類の事件であろうと、また重大な犯罪の人たちまたはそうでない人たちも、自分の地区に来てしまったらその人を担当しなくてはならない。今日補職された方でも、そこは選ぶことができないわけですね。

事務局 今回の地区主任官の制度ではそのようなことになります。ただ、それについてはいろいろ今までも試みがなされておりまして、事件別に担当するとかしてはおりますけれども、やはり地区ごとに保護司会ができておりますので、その研修等も主任官が行うため、定着しないというのが現状です。

金平座長代理 この採用の問題と研修の問題、これは組み合わせで考えなくては意味がないように思うのです。研修の体系はよくできているなと思うのですが、実際には採用時すぐに極端な事例も担当することになるということだと、専門性というものの本当の訓練を受けるチャンスなく、実際の処遇官としての生活が始まることになります。家庭裁判所の場合、家庭裁判所調査官補、それから調査官、主任調査官、次席云々でございます。ちょっと家庭裁判所の場合は分かりませんが、この場合は困難ケースもそうでないケースも同じように割り振られるのか、調査官補のときには比較的軽いケースをやって、調査官になると少し重いケースを担当するとか、そういう合理的なシステムなのか。家庭裁判所の方がいらっやるかどうか分かりませんが、そこら辺のところは保護局の方としてどうお考えになったことがございますか。この家庭裁判所のシステムをどうお考えになるか。

事務局 家庭裁判所のことは承知をしておりますが、保護観察所も制度の上では、金平委員の御指摘のとおりです。けれども、実際には、比較的安定した地区もございまして、そういうところを初任の保護観察官が担当する、あるいは複数の保護観察官が1つの地区の主任官になりまして、事実上先輩の保護観察官が指導をしながら1つの地区を2人で担当していくということもしております。

それから、保護観察官になってから受ける研修は中等科研修、これが保護観察官のための研修ですけれども、その後、新任保護観察官処遇実務実習というのがございます。これがいわゆる組織だったOJTということとして、補職後3年間処遇実習官として、課長なり指導官なりが指導をしていくということです。ですから、その地区で比較的難しい事件があれば、それについてはその指導官がいろいろ手取り足取り指導をしていくという状況になっております。

金平座長代理 そうすると、採用後すぐには保護観察官にならないのですか。

事務局 種、種、種とございまして、種の方は採用されてすぐに保護観察官になりますが、種、種の方はある程度年限がたってからというのが今の実情です。4年、5年たってから保護観察官に補職をされていくことになります。

野沢座長 私なりに、専門性あるいは訓練のあり方について、イメージを1つ持っているのですけれども、いずれにしても保護観察官にとって一番大事なことは、相手の言い分をよく聴いて、その中から立ち直りのきっかけなり芽をつかみとって、結果的にはとにかくいい方向に向かっていくということだと思っております。そういう意味からすると、いわゆる相手の言い分を聴くカウンセリングの技法というものが、根本的に非常に大事ではないかと思うのです。

同時に、それだけ聞きっ放しではだめなので、いかにして方向づけをしてあげるかという意



味で、結局保護観察官の持っている総合的な能力、専門的な知識経験も大事ですけれども、いわば人間としての力、影響力、一言で言えば人間力と言ってもいいかもしれませんが、影響を及ぼして人格的な陶冶をしていくのだという牽引力も大事だと思うのです。だから、恐らく話を聴くことが8割、9割で、実際に相手に対して言うことは大事なことを一言が二言言って、それが相手の心の中に残るようにしていく。そういった共通の訓練、いわゆる指示しないカウンセリング、ノンダイレクトという専門の道もあるようです。

その意味からしますと、先ほど梶井委員がおっしゃったように、学科試験で幾ら専門ばかりやってもまずいのではないかと思うのです。最近の公務員試験でも、随分面接をやりますよね。私が伺っている例では、3回か4回、各レベルで行っている。まず同じ年格好の皆さんの面接、それから少し仕事をしている方の面接、そしてある程度専門的な方、最後はトップが面接をする。採用などの場合、面接を重ねることによって、今言ったような能力がこの人にあるかないかある程度見当がつく。これは同時に、仕事をしていく面でも同じ問題だと思うのです。そういう意味で対人関係を改善していくための専門的なパターンというか、ルールがあるはずだと思うのです。

これはやはり、そこをしっかりと訓練して、しかも身に付けることができる能力だと思いますから、研修の中でもひとつそういった分野、すなわち、一言にして言えば対人関係改善能力と言えようかと思いますが、それを重視していただきたい。政治の世界ですと、とにかく短い時間にいかに相手に感銘を与えてこちらの意見に同調してもらうかということを毎日のようにやらなければいけません。そういうことが次第に訓練されてだんだん伸びていくのですけれども、この分野に関して言えば、相手がとにかくその気になってくれなければ困るわけですから、向こうに気がついてもらうよう、いかにして影響を及ぼしていくか。そのきっかけをむしろつくっていくということかもしれません。

そういった対人関係改善能力をいかにして高めるかという教育なり訓練なりを、あるいは先ほどの採用のあり方も含めて考えたらどうかと思います。その1つの証として、もちろん学科試験ができるということも1つの条件ではあるかと思いますが、それだけで事を決めていくと偏った判断、偏った人材になってしまうこともありますから、ここはひとつ総合的に、保護観察官に向く人間像とはこういうものなのだという、ある程度のイメージをつくられて、それに向かってふさわしい人を集めたり、あるいは今いる方々を訓練してそこへ到達させることが大事ではないかと思っています。これは私の個人的感想でもありますので、御参考にしていただきたいのです。

それから、話が半分まだありますけれども、ひとつどんどん御発言を頂くことにしまして、先ほど、いわゆる休日・夜間の対応に関する現場の実態調査について御説明がございました。それによると、大分いろいろなことが判断できるのではないかと思います。とにかく全部の庁が、一応しっかりした連絡網の体制を持っている。これはもちろんそうだと思うのですが、ただ、それに対して緊急連絡で職員をどこまで動員するかが相当幅広く、まちまちのようですから、この辺りは、私は全員が参加していくという方向がやはり必要ではないかなと思いますので、そここのところひとつ皆さんの御意見を頂戴したらどうか。夕方5時過ぎたらもう全然連絡がとれないというのではなくて、やはり何かあれば直ちに連絡はできます、必要があればもちろん出勤もいたしますという形で周知徹底できていれば、安心感といたしますが、保護司の方々も信頼して日常の活動をやっていただけるのではないかなと思っています。

ただ、結果的に見ますと、年に5回か6回程度ということならば、これはもう現在の進んだ情報機器をうまく使って、しっかりとしたマニュアルさえつくっておけば、いつでもどこでも対応が可能だと思いますから、この辺は弾力的な組織のあり方、対応のあり方を考えたらいかがかかと、こんなイメージを持ったわけでございます。皆さんの御意見を伺いたいと思っております。

清原委員 先ほど御説明のあった緊急連絡網というのは、手段は固定電話なのでしょうか携帯電話なのでしょうか。あるいはファックスとか、何かほかの手段なのでしょうか。一般的には固定電話だと思ってお聞きしたのですが、保護観察官も大変動きが激しくていらっしゃるから、ある保護観察官は携帯電話の番号を保護司に知らせていらっしゃることも承知しておりますが、そのときには通常の連絡なのか。緊急と言ったときには、本当はかなり深刻な度合いのこともあるでしょうし、通常の保護観察のプロセスで保護観察官の助言を単に頂きたいというレベルもあるでしょう。先ほど御紹介いただきましたのは、本当に緊急度が高い交通事故とか自殺とかというケースですけれども、それ以外のこともあろうかと思ひまして、手段としては今どのようなものを利用しているのかということと、今後こうした対応のときには何を主たるメディアとして御検討されているのかを教えてくださいたいと思います。

事務局 緊急連絡網は、携帯電話で対応しておるところもございますけれども、通常は固定の電話です。ただ1人だけではなくて、複数の管理職の電話番号を保護司にお知らせをして、1か所かからなければ次のところにかかるようにはなっております。

野沢座長 それからもう1つ、緊急連絡は確かにこういう深刻な課題だろうと思うのですが、実は保護司と対象者の方々との間には、もう少し日常的な会話があってもおかしくないだろうと思うのです。元気ですか、今どうしてですか、お仕事の方はどうでしょうというような日常会話が、極めて大事ではないかと思うのです。その中からお互いの信頼関係も醸成され、その繰り返しの中で、もし何か起こればすぐ連絡がとれるという状況が構築されるのだらうと思ひますから、そういう意味では今のお話で、固定電話ではなかなか難しく、携帯電話の活用がものすごく大事ではないかと思うのです。

ですから私は、保護観察を受ける方あるいは仮出所した方で必要な方には、みんなに携帯電話を持っていただきまして、余り人様を気にせず電話をかけられるようにしたい。現場の更生保護施設を伺いますと、一応公衆電話が置いてあるのですが、みんながいる前で立ち入った話ではできないのではないかなというイメージを持っているのです。ところが携帯電話でしたら、ちょっと物陰でとか自分の部屋でも話ができる。その点を是非ひとつ法務省としても検討していただきたい。今はもう9割以上が携帯電話を持っているという中で、対象者とも常時携帯で話ができる、メールが交換できるという状況が保護司との間に構築できれば、相当違ってくるのではないかと思いますね。

ということで、今日はひとつ問題提起ということで申し上げておきたいと思ひます。

瀬川委員 緊急連絡網の状況についてですけれども、以前から比べればかなり改善された印象を持ちました。これだけできたというのは、恐らく関係者の御努力であり、これはそれなりに評価していいと考えております。ただ、よく実態を見ますと、まだまだ改善の余地があるのではないかという観点から少し申し上げたいと思ひます。

まず、職員の範囲ですけれども、どうも実態としては、先ほどの説明にもありましたけれども、課長級の人が電話の対応をしているのが実態だろうという気がいたします。その場合に、

例えば課長1人で夜間に何件のケースロードを持っているのかということです。そういう点から見ますと、保護司から課長に連絡をされて、本当に十分に対応ができていますのかですね。

もっと進んで、質的な内容という点で言えば、個別具体的に必要なガイダンスといいいますか、サゼクションといいいますか、そういうものができているのかということです。現実にどれだけとれているのか。これは疑問だと私は考えております。

恐らく、課長が担当保護観察官にかけにくいという状況も想像できるところでありまして、課長が上司なのだから課長がやったらいいではないかという発想もあるかも知りませんが。その点で言えば、夜間・休日は保護司と保護観察官の協働態勢ではなく、保護司と課長の協働態勢ではないかということではないか。

それからもう1つ、保護司への通知方法のところなのですけれども、先ほど事務局が今後改善すると言われましたので、これについては揚げ足を取る気はありませんけれども、ただこれまでの実態を見ますと、保護司に周知徹底されてない可能性があるということです。保護観察官と保護司との協働態勢、有効な緊密な連絡と言いながら、夜間と休日については連絡が不十分な状況に置かれてきたのではないかという気がいたします。

それから、先ほどの緊急連絡の主な内容についてですが、この内容は確かに日常茶飯事的な連絡も含まれているのですが、よく見ますとやはり重大な、緊急な連絡が多いのではないかという感想を持つわけですね。そういう点で、内容的にこれは担当保護観察官が対応すべきことをかなり含んでいると思われる。つまり、課長もしっかりしておられるかも知りませんが、日ごろそういうケースを持っている保護観察官が保護司と連絡をとり合って、十分な体制をとるべき内容を含んでいるのではないかという気がいたします。

それで、昨年度事件関係で保護司から緊急連絡を受けた平均回数が年間5.4件。先ほど座長もおっしゃいましたけれども、保護司と担当保護観察官の連絡というのは十分可能なのではないか。毎日1件ずつあって、年間300件という感じであれば、それは非常に保護観察官に過重な労働になるかと思うのですけれども、一年に5件か6件ぐらいであれば、恐らく保護観察官も、自分の持っているケースについて重大な連絡があれば、それはやはり十分認識すべきであるし、指導もすべきではないかという気がするわけです。この点、意見として申し上げます。

それから、先ほど保護観察官のあり方についてのところで、事務局が保護観察官の役割を明確化すると明言されましたし、さらに今後は保護観察官が出るところは全面的に出るべきだとおっしゃったので、その点を踏まえましても、これは担当保護観察官が保護司と直接連絡をとり合う体制がとれるのではないかという気がいたします。

それからもう1点。先ほどの事務局の御説明にあった「前面に出る」という意味なのですけれども、夕方まで仕事をされて土日は休みという今の体制を何とか突破できないかという気がするわけです。全員がという意味ではなく、保護観察官が1人か2人保護観察所に詰めているという状況はつくれないだろうか。例えば、月曜日から金曜日まで労働している保護観察官にとって、土日というのはせっかくの休日なのですけれども、そのときしか保護観察官と接触できない、保護司とも接触できないケースは多いように思われるのです。そうすると、必要なときに保護観察官が保護観察所にいないこととなりますので、土日に保護観察官が何らかの形で保護観察所にいるという体制はとれないのだろうかという気がします。

それからもう1つは、処遇プログラムをつくると言っていますけれども、これに関連しても、

やはり土日に保護観察官が保護観察所にいる必要性が非常に高いのではないかと思います。この点は人員の配置と非常に関連しますので、人員の配置を配慮しながら、こういう体制がつかれないのだろうか。この点、後でも議論になるかも知れませんが、再犯防止という新たな手立ても重要かも知れませんが、そういう意味で保護観察所としての姿勢を示す必要があるのではないかと考えております。

野沢座長 ありがとうございます。

堀野委員 大体瀬川委員が私の言いたいことを言ってくださったのですが、問題は、よく本江委員が24時間体制と言うから、若干抵抗感が生じるのだろうと思うのです。基本的には担当の保護観察官が、何か事件や異常が起こったときに認知できる体制をつくっておくということであって、四六時中詰めて、そしていつも出勤しなければいけないという過大なことを言っているのではないだろう。少なくとも重大なことが起こったときには、保護司から連絡を受けて認知する。それだけでも事案を、翌日であってもその後であっても適切に解決していく方向性なり方針を見出すことができるのではないか。今そこのところが遮断されているか、あるいは管理職を介してのみしか情報が入らないため、保護司が自分たちはもう四六時中電話を受けているのだよということと対照的に、保護観察官が自分の時間をお持ちだという不満が随所に出てきているのかなという感じが私はする。だから今、できる範囲において、事件を担当している保護観察官が、異変とか異常を認知できる体制を何か工夫できないかなと考えているのですが、それが24時間勤務と受け取られると、ちょっと違うのですけれども。

野沢座長 おっしゃるようなことは、組織の設計なりマニュアルのあり方なりでいろいろ柔軟に検討できると思いますね。まず認知する、場合によっては必要な手立てを指示できる。それがどこにいてもいつでもできるということであれば、何も詰めている必要はないということになりますから、そこはまた再検討していただいて、どんなスタイルがいいかなと考えていたいと思います。

ところで、私はこれまで現場を見学させていただいた中で、都会と地方では大分事情が違うのではないかというイメージを持っています。地方だと比較的件数も少ない、対応の仕方もそれほどのことはないが、都会の場合には相当ハイレベルな対応をしないと間に合わないと思いますね。東京、名古屋、大阪みたいな大都会ですと、件数が圧倒的に違いますからね。ここはひとつ相談して、考えていきましょう。

金平座長代理 先ほどから出ているように、専門性とは何かという問題がどうもまだはっきりはいたしませんし、内容の検討が十分ではないけれども、私はやはり、これまで言われてきたように、保護観察官の専門性を旗印にしていかないと、この更生保護というのは動かないのではないかと思うわけです。

私は、その採用の時点でいかにして専門性のある人を採るかということは不可能に近いと思っているので、先ほど申しましたこととまた同じことですが、この方たちは互換性がなくて一般行政にはほとんど行かれないわけですから、専門性があるかどうかよりも、その専門職であり続けたいと思う人がこの試験を受け、採用に応じてほしい。採用時点ではそこら辺を明確にしてやっていただくことを希望しておきたいと思います。

自分の担当している対象者が夜重大事件を起こして問題になったときには、自分のところにまず知らせてほしいというのが本当の専門職ではないのかと私は思うわけです。

話が全然違いますし、榊井委員がいらっしやいますけれども、若いころいろいろな人たちと

専門性について話をしていたときに、あるマスコミ関係者が、自分が担当した事例を追いかけられているのに、昔女性は午後10時以降は働けない時代があったわけです。そういうときに、その女性の記者が、自分が担当しているのに、夜その事件が展開していくとき、自分に任せられないで、上司はほかの人を頼んだ。女性であるがゆえにその専門性を追求できなかったということを変に悩んで、お互いにちょっと話した経験があるのですけれども、それを今思い出しております。

専門職ならば、当然それを追うべきではないか。もちろんそれについて、人員の確保とか、それから夜間いつでもということは、先ほどからお話が出ているように、そこら辺の仕組みを整えることは当然ですけれども、まず専門職とはそういうものではないかという意識の上で、専門職であろうとする人たちを選ぶことが大事かなと思いました。

それで、  
種、種、種の採用試験の問題ですけれども、種の方の職員数はぐんと減っておりますけれども、これは今後も減ると考えていいわけですね。

事務局 種については今後も減っていくと考えられます。

金平座長代理 専門職である保護観察官を考えたときに、種が増えるということは、いい、悪いという問題ではないのですけれども、今のように専門職であろうとする人たちは、種の方が多いのでしょうか、種の方が多いのでしょうか。

事務局 種の心理ですとか社会で受けてくる人は、教育もそうですが、ほとんど保護観察官なり、あるいは矯正の職員ということで、最初からそういう目的を持っておるとします。ただ、種で入ってくる方の中には、余り明確な目的を持たずに試験を受けて、この保護の面接を受けたところ、おもしろそうだからこの仕事に就きたいと思ったなど、ちょっとその動機付けのところは低いかと思われまます。それが一般的ではないかと思えます。

金平座長代理 そういったときに、この種を増やそうという御意思は余りないわけですか。

事務局 種を増やすというのも1つの方法ではございますが、後々の人事管理が難しくなってくるという問題がございます。

金平座長代理 私がずっと前にも申しましたように、もし専門職を目指すならば、将来の処遇のことも考えると、ある程度専門職制みたいな何らかの形でできないかと思うのです。みんな一般の管理職という処遇体系では、とても専門職制度はもたないと私は思っているということだけ申し上げておきます。

佐伯委員 逆に、保護観察所にも当然事務的な仕事があるわけですから、必ずしも保護観察官に向いてない方は、事務職としてのコースで昇進していけるようなキャリアコースが、本来ははっきり分かれているべきなのだろうと思うのです。それは採用人数等の問題もあってなかなか難しいのかもしれませんが、その辺も専門職という意味では考慮する必要があると思えます。

堀野委員 保護観察官のフリーオピニオンの中で、法務事務官を総務職あるいはその他の職に置いて、保護観察官の仕事がそちらに取られないようにという意見を言っている人がいるのですけれども、それは実態としてはどうなのですか。実態として、それはあるべき方向なのでしょうかどうなのでしょうか。

事務局 非常に限られた、非常に少ない定員でございますので、先ほど金平委員から御指摘がありましたように、係長等の数には、係長、それからいわゆる法務事務官も入っております、非常に少ないのが実態です。これはほかのところでもそうでございますが、国家公務員の

削減の中で、やはりこういうところから削減していかざるを得ないという実情もございます。

瀬川委員 最後に意見だけ言っておきたいのですが、専門試験の導入については私は賛成でありまして、是非積極的にやっていただきたい。若干難しいところがあるかも知れませんが、保護局でもこれは宿題として残っていたものですし、今回こういう形で是非やってもらいたいと思います。

それから、研修期間の延長ですけれども、これも必要だと思っております。特に多様な処遇プログラムができてきて、保護観察官の仕事が非常に増えている中で、そういう意味での研修の期間延長は必要だと思いますし、それから、保護観察官のプライド、責任、自覚、という点でも私は微妙に影響すると思いますので、やはり長い方がいいと考えております。

それから、少し細かい点なのですが、いわゆる研修の内容のところ、2004年の犯罪被害者基本法成立以後の体制としては、被害者支援についての講義内容が含まれていいのではないかと思います。

また、犯罪予防活動という名称についてですけれども、これは従来からの名称を引き継いでいる名称なのですが、犯罪予防と言った場合、最近は非常に多様化した、新しいトレンドの動きが入っていますので、この点はもう1つ作り直してもいいのではないかという気がいたします。特に最近では、地域だけでなく、学校を含んだり、学校の通学路まで犯罪予防の問題になっていますので、そういう意味で、コミュニティー全体を含めるような何か新しい作り方をさせていただきたいなど、最後は希望ですけれども、お願いしたいと思っております。

本江委員 この保護観察官のあり方という問題については、重要な点をはっきりと最終提言に書くべきだと思うのです。保護観察とは何ぞやと。つまり、指導監督・補導援護というのは手段なのです。そういう手段を用いて何をしているのかを明確にする。すなわちそれは、保護観察官の意識構造にかかわってくるものだと思うのです。保護観察官は一体何をしようとして指導監督・補導援護をするのか。

もう少し具体的に言うと、普通は対象者の改善更生と言われるのですが、保護観察は本人のため、本人の社会復帰の支援ということが1つの側面。もう1つの側面は、やはり国民一般のため、社会のために再犯を犯させないという大きな使命があるのではないか。そのことを明確に意識して、再犯を犯させないことが自分の使命だということを、これから特に教育すべきではないか。有識者会議でそれが決められなければしょうがないのですが、そのところの認識というか、捉え方が、これまでの戦後の歴史の中で、保護局以下、更生保護関係団体全体に非常に理論的に弱いものがあつたのではないか。そのことを明確にして、一方で本人の社会復帰を徹底的に支援すると同時に、他方で再犯を犯させないという、その2つの側面を兼ね備えたものが更生保護であるということを明確に書くべきではないか。その後ろの方が、ずっと戦後明確に語られなかった。その理由は、やはり人数が少な過ぎて、予算が少な過ぎて、それを書いたら自分たちは死んでしまうという歴史の中で、そういう構造になってきたと思うのです。

だからこの際、そのかわり人員も予算も頂きます、逆に取りに行くということが必要であり、更生保護の目標なり本質というものをまず明確に書いて、だから人が必要なのです、予算が必要なのですということにしていかないと、この有識者会議のあり方といいますか、その意義もかなり薄れるのではないかと思います。だからその2つを明確に私は書いてもらいたいし、改善更生という言葉の中にやはりその2つの側面があつて、逆にもっと悪く言うと、その2つの側面の後ろの方を隠すために改善更生という概念が用いられているのではないかと思えるほ

ど、その後ろの側面が今まで語られなかったのです。だから、そこを是非最終提言の中で書いていただきたい。

野沢座長 お話はよく分かりまして、私も、この有識者会議の位置付けと将来の目標は、5年前から取り組んだいわゆる司法制度改革の全体の流れの中で、いわば出口の部分了我々は今議論させていただいているのではないかと考えています。あの意見書の中で明確に、この更生保護に関してはしっかり対応すべきであると書いてあるのです。それから、前回の会議でも確か申し上げたかと思いますが、この平成15年の犯罪対策閣僚会議で、とにかく余りにも累増していた犯罪をどう減らすかという中でも、やはり更生保護の分野について強力に推進をすべきだと、明らかに再犯防止が前提になった形で指摘を受けています。これまでの御議論の中でも、相当明確にその御指摘もありまして、車の両輪といいましょうか、紙の裏表といいましょうか、言いぶり、書きぶりはいろいろあるかと思いますが、更生保護、本人の立ち直りとあわせて、社会の安全・安心のための社会づくりという両方を是非両立させることが大事ではないかと思えます。

そのために必要なことを我々は指摘し、書いていかなければいけないだろう。それが実行できるかできないかは、また法務省なり政府なりの受け取り方もあるかと思えます。しかし、言いつ放しではいけませんから、言うからには実現できる手段、方法まで含めて最終提言を書きたいと思っております。

それでは、ここで5～6分休ませていただきます。

( 休 憩 )

野沢座長 それでは、時間も参りましたので再び議論を始めたいと思えます。今までの御議論は次回までに取りまとめをしまして、もう一度要約したところで御議論いただけるかと思えますので、次の議題に入りたいと思えますが、その前に佐藤委員、お話をございましたらお願いします。

佐藤委員 先ほどから議論されていることについて私から1点、法務省にお願いがあるのですけれども、本江委員がおっしゃったように、今議論していることについてテーマはたくさんありますし、論点は多岐ではありますけれども、そこを共通に貫くのは、保護観察の理念、目的は何か、そしてそれに伴って保護観察官の意識はどうあるべきかということが1つと、それを補うべく、非常に弱い体制をどう強化するかということ、これが不可分にあると思うのです。

その後者の問題についてですけれども、なかなか難しいとは思いますが是非やっていただきたいことは、本来保護観察官の数はどの程度あるべきか、あったらいいのかということ、その所要人員を何とかはじいていただけないか。そしてそれは理想の姿、あるいはいろいろな条件がありましようけれども、そのバリエーションはいろいろ考えていただくとして、世間にも訴え、申し上げるときに、本来これだけは最低必要だと言えるものがなく、体制が弱い、増やすべきだということで終わってしまったのでは、恐らく受け入れられないだろうと思えます。体制を強化すべきことはもう不可避、不可欠ですので、是非その作業をやっていただきたい。

そのときに何を基準にして算定をするのか、その算定基準をどこに置くのか、大変難しいと思えますけれども、外国の例もありましようし、保護司とのかかわりの問題もありましようし、

対象人員の推移の問題もありましょうし、あるいは処遇困難な者についての直接処遇という観点に立ったときの切り口もありましょうし、いろいろな基準があると思いますけれども、そこを是非作業していただいて、時間が余りありませんが、例えばこういう数字というものを是非そ上に出していただきたい。そうでないと、いい提言を出せないのではないかなと危ぐいたします。

野沢座長 今の御指摘は、この有識者会議の最も重要な柱になる話だと思います。皆さん中間報告の最終ページに刑事司法機関関係の職員数及び取扱事件数という表があったことを覚えていらっしゃるかと思います。お巡りさんについて言えば、犯罪対策閣僚会議の中で、空き交番をなくしますということで、確か3万人近い方を増員させていただいております。それから検察・裁判・弁護士の皆様方は、法曹人口の倍増という中で2万数千の方を5万から6万まで増やそうと、法科大学院定員5,000人以上の方が今毎年勉強して、半分は司法試験に合格するだろうと考えられています。それから矯正関係につきましても、2万人ほどの定員がございますけれども、ここへPFI手法を導入して、民間の活力、要員、予算を利用してつくりたいと、既にそのモデルを島根県あるいは山口県でスタートさせています。そういった一連の対応の中で、それでは更生保護官署はどれだけが適切、適正か。これまでの御議論の中で、国立の更生保護施設をつくるべきであろうとか、あるいは専門の処遇チームをつくらなければならないかという御意見もございます。それから休日・夜間の対応をどうするか。さらには地方更生保護委員会のシステムが今の3人の合議でいいか。やはりこれには民間の常識ある方々、あるいは専門性のある方々にも参加していただいて、裁判員制度に匹敵するような地方更生保護委員会が構築できればいいのではないかと思います。実はいろいろ要素はあるかと思いますが、これについて試算で結構ですから出していただいた上で、それではどのくらい必要かなと考えたいと思います。1人、2人増やすにも相当大騒ぎして法改正をしたのですが、この試算をざっとやりますと、恐らく現在の要員の倍近い数が必要になるのではないかという試算もなきにしもあらずと思われるのですが。

そういう中で、衆議院を通過して今参議院で審議しています行政改革推進法が、国家公務員は確か5%カットを5年間でやろう、地方は4.6%、それから独立行政法人にしたチームはできるだけ純粋に民間に持っていきこうと、トータルとしての小さな政府づくりという大きな改革が進んでいる。その中で、さあどれだけ人員が要るかという議論ですから、ものすごく難しい話になるかと思うのですけれども、そこはひとつ、必要なことは必要だということで対応せざるを得ないのではないかと思いますので、御当局の方でも、どのくらいいけば大丈夫と言えるのかまとめてみていただいたらどうか。それで議論して、それではどうするか、あるいはすぐ具体的な数字として出すことが難しければ、少なくともこれとこれが必要だという事柄だけでも出していただいて、しっかりとその裏付けをしていただく。場合によってはすぐできることもあり、あるいは2年、3年とかかることもあろうかと思うのですが、これは大事な柱になることだと思いますから、よろしくお願ひしたいと思います。

堀野委員 すみません、関連して一言だけ。

私も必要だと思いますけれども、数を出すことはやはり大変困難だろうという気がするのです。その上で、私は最初からA分類、B分類の話をちょっと伺ったのですけれども、やはりどういう処遇が必要かという対象者類型から割り出していくべきではないかと思っております。対象者類型から言えば、例えば、保護観察そのものに対する本人の受け止め方が拒否的である



か受容的であるかとか、住居が定まっているか定まってないか、家族関係が円満であるかそれとも全くの孤独であるか、あるいは罪質がどうか…。性犯罪や覚せい剤その他、要するにハイリスクな人の類型は、A分類、B分類という2つのあいまいな分け方ではなくて、初めの段階でリスクの程度が明らかになるだろうと思いますけれども、ハイリスクの人に対してはやはり保護観察官による直接処遇を原則にして、それを保護司が補うという役割分担が一番いいのではないか。それから、そうでない人たちに対しては協働で、あるいはむしろ保護司に任せきりにしていいものもあるだろうと思います。

その上で、そういう直接処遇の幅を広げていくという中で、保護観察官がこれだけ必要だという数の割り出し方があるいは可能かなという感じがしていますので、その辺は事務当局の方に、難しいかもわからないけれども…。

野沢座長 よく承って、ひとつ検討しましょう。

金平座長代理が今御担当しておられる法テラスの方でも、例えば600人近い増員が、これは民の形で既に実行に移りつつあるということでありますので、そういうスタイルも1つの選択肢かなと思っておりますが、これはまた後ほど議論させていただくようにいたします。

### 3 保護観察における新たな制度（権限）の導入について （意見交換（前回の続き））

野沢座長 それでは、残りました最後の議題でございますが、新たな制度の導入、この前からの議論で立入調査についてはどこまでやれるのか、やるべきなのか、あるいはそれは難しいのか、いろいろ御意見がございましたが、これについて御意見を承りたいと思います。まずは事務局からの説明を先に伺いたいと思います。

事務局 現在保護観察対象者が往訪を拒んで、保護観察官においてその生活実態を何ら把握できないでいるうちに、当該対象者が再犯に至るケースが少なくありません。そこで往訪を拒まれた場合にも何らかの形で保護観察官が対象者の自宅に立ち入ることを可能にできないかを御検討いただきたいというところです。

この問題を御検討いただくに当たっては、まず最初に保護観察対象者の法的地位についてお考えいただきたいと存じます。そもそも保護観察対象者は犯罪や非行を犯し、国による監督に服している立場にあり、保護観察による指導監督等に従うことを条件として社会内における生活を許されている者ですから、一般人に比して、住居に対するプライバシーを一定程度制約されてもやむを得ない立場にあるのではないかとこのことをまずもって御議論いただきたいと思えます。

そして、それがもし一定程度制約されてもやむを得ない立場にあるとするならば、具体的にどんな場合にどの程度の制約がなされてよいのかということで、設例を用意しております。

1つ目は、指導監督等のために生活実態を把握する必要がある場合として、例えば酒に溺れて生活が荒れているのではないかと疑われる対象者の自宅を保護観察官が訪問したところ、屋内から酒のにおいがするものの、本人は酒を飲んでいない旨申し立てて、玄関ドアを開けようとせず、往訪を拒絶している場合など、生活実態を確認できないために適切な指導監督等ができないが、住居に立ち入れば、必要な情報を把握できるがい然性が高いと認められる場合に、

どうしたらよいのかということです。

さらにもう一步進んで、遵守事項違反の疑いがある場合、例えば、暴走族関係者等素行不良者と付き合わないことという特別遵守事項が定められているにもかかわらず、暴走行為を行っているという風評のある対象者の自宅を保護観察官が訪問したところ、外にバイク数台が止められて、屋内から若者の声高な話し声が聞こえてくるものの、対象者は「来ているのは暴走族仲間ではないよ」と申し立て、玄関のドアを開けようとせず、往訪を拒絶している場合など、遵守事項違反の疑いがあり、住居に立ち入ることで、遵守事項違反を確認できるがい然性が高いと認められる場合に、保護観察官はどうしたらよいのかといったことです。

さらに進んで、屋内で犯罪行為そのものが行われている、あるいは行われていた疑いがある場合、例えば、シンナーを吸引しないことという特別遵守事項が付けられている対象者の自宅を保護観察官が訪問したところ、屋内からシンナーのにおいが漂ってくるものの、本人はシンナー吸引を否定し、保護観察官を屋内に入れようとしめない場合など、遵守事項違反にとどまらず、犯罪行為が行われている疑いが認められる場合に、保護観察官はどうしたらよいのかということです。

このような設例を踏まえつつ、保護観察官の立入りを可能にするものの可否を御議論いただきたいと考えております。

また、一定の場合に立入りを認めることとした場合には、その実効性を確保するために何らかの担保策が必要ではないかということについても御議論いただきたいと思っております。

国家機関等による立入り、他の法律で定められているものを整理してみますと、大きく分けて、3種類に分けられます。1つ目は、犯罪捜査のためでありまして、犯罪の捜査をするにおいて必要があるときは、裁判官の発する令状により、差押、捜索又は検証をすることができる。立入りと明記してありませんが、当然の前提とされているところです。

2つ目の類型は、犯則事件調査のための立入りであります。これは、行政目的ですが、刑事手続と密接な関連性がある場合でありまして、要件としては、例えば国税犯則取締法ですと、「犯則事件ヲ調査スル為必要アルトキハ」という要件が課され、犯罪捜査のときと同様に、「裁判官ノ許可ヲ得テ」という令状審査が要件とされており、できることとしては、「捜索又ハ差押ヲ為スコトヲ得」あるいは臨検、捜索又は差押を為すことができるという効果が与えられているところです。

このような犯則事件調査のための立入りとしては、国税犯則取締法、独占禁止法、証券取引法のほか、関税法や出入国管理・難民認定法等にも同様な規定があるところです。

3つ目の類型は、このような犯罪捜査や犯則事件の調査ではなく、その他の行政上の必要に基づく立入りでありまして、1つは業法上の事業所、事務所等への立入りとそれ以外のものと大きく分けられると思っております。

例えば、業法上の立入りについては、電気事業法を例としますと、「この法律の施行に必要な限度において」という要件で、裁判所の令状審査等はなく、無令状で「事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。」という規定です。

これ以外にも、業法上はこのような立入りの規定は多数見られるところでして、電気事業法では「検査させることができる。」のみが規定されてますが、これ以外に、検査させ、関係者に質問させることができるということで、検査と質問を合わせて規定している例も多数ござい

ます。

そして、犯罪捜査それから犯則事件の調査のための立入りについては、これは直接的な強制が可能とされてまして、対象者がこれを拒むなどした場合には、それを実力で排除して強制的に中に入ることができますが、この業法上の立入りについてはそのようなことは認められておらず、罰則によって間接的に立入りを強制するという例が多くなっております。

それから、そういった業法以外の行政上の必要性に基づく立入りでございますが、例えば児童虐待防止法では、「児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。」などと規定されており、これらについて罰則によって間接的な強制が定められております。

それから、銃砲刀剣類所持等取締法では、「盗難の防止その他危害予防止その保管の状況を調査する必要があると認めるときは、その必要な限度において、警察職員に、当該猟銃の保管場所に立ち入り、検査させ、又は関係者に質問させることができる。」などと規定されており、これらについて罰則による間接的な強制が定められているところです。

このような罰則等による間接強制の例は多いわけではありますが、中には罰則等を設けていない例もございます。

次に、今、保護局の方でどの程度のことをやりたいと考えているのかをまとめたものでございます。

立入りの主体については、保護観察所の長で、その職員をしてという形で、保護司には権限を付与せず、保護観察官のみが立入りを行うということを考えてます。立入りの場所としては、保護観察対象者の住居を考えています。

立入りの要件としては、今後検討する必要があると考えてますが、例えば、一例として、「対象者が、正当な理由なく保護観察官及び保護司の往訪を拒んでいる場合であって、生活実態を把握できないために、適切な指導監督等を行うことができず、住居に立ち入ることで、指導監督等に必要な情報を把握できるがい然性が高いと認められる場合、遵守事項に違反していることが疑われる状況にあり、住居に立ち入ることで、違反の有無を確認できるがい然性が高いと認められる場合」などとするのが考えられるところかという検討状況です。

そして、立ち入って何がしたいのかということですが、立入り時の保護観察官の行為としては、調査及び質問を内容とするべきではないかと考えてます。調査といいますのは、住居内の様子を観察することでありまして、搜索にわたるような行為はできないものということではないか。質問については、対象者及びその家族、友人等立入りの場所に居合わせた者に対し、生活実態等を把握するために必要な事項を質問することを考えております。

また、実効性の担保について、直接強制というのはなじまないであろうと考えておりますが、何らかの担保策は必要ではないかと考えているところです。

以上のような状況を踏まえまして御議論いただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

野沢座長 どうも御苦勞様でした。

いかがでしょうか。こういった案といたしますか、考え方、やり方について。

金平座長代理 ちょっと質問でございますけれども、今最後のところで実効性について何らかの担保策が必要とのことだったのですが、例えばどういうことをお考えになっていらっしゃる

いますか。

事務局 例えば罰則によって担保するとか、あるいはその立入りを妨害するなどした場合には、執行猶予あるいは仮釈放等の取消しといった形での制裁を科すことなどが、考えられるのではないかと考えております。

堀野委員 質問ですが、同じことになるかもわからないけれども、どうしても立入りを拒んで、例えばチェーンをかけている。その場合、立入調査権があるのとないのとではどう違うのですか。立入調査権があれば、ただ立入調査があるぞというだけの話では…。

事務局 直接強制ができない制度をとるとすれば、ここで任意に中へ入れないと後で制裁がありますよと告知して説得できるという点が違うかと思えます。

堀野委員 そういうのを往訪義務違反として不良措置に結び付けられないかどうか。

事務局 それは制度設計としては可能かと思えます。

堀野委員 とすると、立入調査権を認める積極的な意味は何かということですが、令状を取って強制的に鍵を壊して入って中を見る、情報を把握するということならば実はあるだろうと思えますけれども、そこまではお考えになってないわけですよね。そうすると、往訪義務を決めて、往訪義務違反で不良措置に結び付けていけば十分ではないかという感じがするのですけれども。

事務局 それは、家に入らないでと言った場合に、それはもう取り消してしまえということで、それでいいのか。あるいはそこでもうワンクッション、中に入れなさいよということで説得し、中に入り、そこで新たな事実を発見して適切な指導監督をするというような、さらにやるべきことを考えるのか。それとも、「訪問しないで」と言われたらそれでもう取り消してしまえばいいと考えるのか、どちらなのかという違いかと考えています。

堀野委員 往訪義務違反が何回も続けば、当然取消し理由になるのではないですか。1回の立入調査に対する拒否ではなくて、何回も訪ねて同じような状態だったら、当然不良措置をとることができるのではないですか。余り実効性のない立入調査権をなぜ文面に入れなければいけないのかということなのですか。

事務局 今おっしゃっているのは、要するに中に入って見る必要があるのかということだと思えます。中に入って見る必要があるのだ、調査する必要があるのだ。それは保護観察をきちんと執行していくため、あるいは不良措置をとっていくため、いずれにしても中を見る必要があると考えるのであれば、立ち入るという制度を設けるべきでしょうし、それまでの必要はない、とにかく家に入れなくなったら、もうそれで不良措置を講じるべきと考えるかどうかで大きく違うところだろうと思えます。

野沢座長 生活実態把握のための立入調査というのはどの程度まで、要するに居間とかそういったところまで行って辺りを眺める、そして対話をする、というくらいまでと考えていいのですか。令状を持って捜査に来たときには、とにかく家中ひっくり返して、段ボールに何十個も物を詰めて引き揚げるとするのが普通ですよ。生活実態ということであれば、そこまでは考えてないということなのですかね。

事務局 はい。

野沢座長 押入れやパソコンまで全部見るという話ではないわけですね。

それから、調査権とか立入権という言い方もあるのですが、逆に保護観察付執行猶予なり仮釈放なりの条件として、対象者の義務という扱いになったときにはどうでしょうか。対応

の仕方が大分変わるのかどうか。もう必要があれば受け入れなければならないという条件付で、仮釈放なり保護観察付執行猶予なりにして、むしろ相手側の義務なのだとおけばいいのではないか。保護観察官の方の権利権限というよりも、条件付だという受け方でこれが変わってくるかどうかですが、どうでしょうかね。そうすると、約束なのだからということである程度穏当に行けるかなという気もするのだけれども。こういった事例、事案というのは、現実にとどのくらいあるのか。大体行方不明になるような方々には、やはりそんな必要性が出てくるということですかね。

事務局 そうですね。やはり所在不明になるケースについて、それは往訪を断っているだけで呼出しには応じているのかということになってくると、それは呼出しにも応じないし、訪ねていっても中に入れてくれないというケースもあるし、それは事例としては様々であろうと思います。

それで、今の制度ですと、所在不明になった後、あるいは再犯が起きた後、あのとき立ち入っていたらどうだったかを振り返る契機がありませんし、あのとき立ち入っていたら何が分かっていたのだろうかというところを検証できるだけの材料もありませんので、立入調査があればよかったという事件が正確にどれだけあったのか、数字的なニーズとしてはなかなか示せないところです。

ただ振り返ってみると、家に来るなど言われた状況でそのまま再犯に及んでしまったとか、家に行っても中に入れてくれないし、保護観察所に呼び出しても来ない、実態が把握できない、分からないままずるずるやっているうちに所在不明になってしまったとか再犯に及んでしまったというケースは、保護観察官の体験としては少なからずあるところです。

榊井委員 この問題はなかなか難しいと思うのです。立入調査権と言うけれども、現実には今のところ、対象者の家のドアのところまで保護観察官が行くことはほとんどないというのがどうやら現実のようだと思うのです。そのないところに今度はドアを開けてという話ですよ。

確かに、今おっしゃるように現実には、立入調査権という形がもし入っても、これは全体的には恐らく保護観察官の意識として、これまで改善更生という形だったものが、その後ろに1つ、使わないかもしれない段平がついてしまったという意識の変化はあるのかなと思います。

それからもう1つ。座長もおっしゃいましたし、私も賛成なのですが、PFIを含めて国立なり公設のかなり強化した施設をつくるというときに、先ほども話しましたが、例えば、リスクの高い、非常に問題がありそうなハイリスクの方を中心に見る。そこではかなりよりすぐった保護観察官、あるいは割と対応できるような方々の施設をつくるということになったときに、この調査権が役に立つかもしれないという感じがするのです。

だから現実的には、恐らく、保護観察官が持っていた意識を変える契機にはなるかもしれないという点と、現実に非常に危ない者を選別した形で対応することになった場合、この調査権というのは意味があるかもしれないという感じがします。

佐伯委員 まず、法的地位について、プライバシーを一定程度制約されてもやむを得ない立場にあるというのはそのとおりだと思いますけれども、その制約というのは必要かつ最小限のものでなくてはならないはずで、立入調査権が必要かつ最小限のものであるかということについては、私はやはり前から申し上げていることですが、なお説得されておりません。

従来、保護観察対象者の義務が明確に規定されていなくて、かつ保護観察官の意識としても十分な保護監督が行われていなかった面があることは、委員の共通の認識だろうと思います。

れども、今回それに対処するための充実強化策として、接触義務の明確化、その中には往訪受忍の義務も規定されるわけですし、さらに生活状況等報告義務、それから居住指定制度というものも設けようとしているわけです。

その居住指定制度で更生保護施設に居住することを義務付けられている者の場合には、更生保護施設内での調査は恐らく施設の管理権限に基づいて当然できることであって、別個に立入調査権限というものを設ける必要はないのではないかと思います。

私は今挙げたような義務をまず規定して、数年やってみて、なおもし本当にそれだけでは十分ではない、立入調査権限も必要であることが立法事実として明らかになったならば、そのような権限を設けることにやぶさかではございませんけれども、現在の段階で一足飛びに立入調査権まで規定する必要はないのではないかと考えております。

こういう場合に必要があるのではないかとという事例を挙げていただいたのですけれども、まず第1点としては、榊井委員もおっしゃったように、実際に保護観察官が直接保護観察を担当しているのはごくごく一部のわけですから、たまたま保護観察官が行って、シンナーのにおいがする場合には立ち入れるけれども、ほとんど大部分を担当している保護司では立ち入れないというのでは、余り意味のある制度ではないと思われま。

それから、仮に保護観察官であったとしても、一体何をするのがもうひとつよく分からなくて、例えば、酒に溺れて生活が荒れているのではないかと疑われる事例についても、それでは立ち入って酒瓶を探すのかというと、そういうものでもないような気がします。本当に問題なのは、生活が荒れているとすれば、家の外での行動でしょうから、そちらの方が重要であって、酒を飲んでいるかどうかを立ち入って把握することがどれほど必要なことなのか、私にはもうひとつよく分かりません。次の暴走族の事例についても、立ち入ったところ友人がいるとして、「いやおれは暴走族ではない」と言われたらどうするのだろうという気もいたしますし、仮に「おれは暴走族だ」と言ったとしても、どうするのかよく分からないのです。

3番目の事例は、確かにシンナーの吸引ですので、ある程度重要かもしれませんが、どれだけこういう事例があるのか、あるいはこういう場合に本当に何もできないのかという点についてもやや疑問があるように思います。

それから、往訪受忍義務が規定された場合に、さらに立入調査権限がどこまで必要なのかは、先ほど堀野委員の御指摘とも関連するのですけれども、訪ねて行って「家に入れぬ」と言われたときに、「はいそうですか」と言って帰ってくるのかというと、そうではないのだろうと思います。やはり本当に必要であれば説得をするべきでしょうし、従来そういうことが行われてなかったのだとすれば、それは法制度の問題ではなく意識の問題であって、まずそこから変えるべきであり、一足飛びに法制度をいじることには賛成しかねるというのが私の意見です。

野沢座長 検討事項として、とにかく議題にのせておくことも1つの扱いとしてはあるのですけれども、今回たくさん義務付けができましたから、それを逐次やっていく中で必要があった場合という言い方もあろうかとは思いますが、どこまで言うかですね。

佐藤委員 もしその接触義務違反あるいは往訪受忍義務違反があった場合には、その一事をもって仮釈放を取り消すことができるのなら、そちらの方が有効だと思うのです。そのときに回数はどうかという話がまた出てくるのかもしれませんが、そういう形式的な行為によって明確にできるのであれば、それはそれでいいと思うのですが。実質を判断すべきであるということは大変負担があって、むしろマイナスだと私は思いますけれども、もしそういう実質、

すなわち遵守事項を遵守しているかどうかを確認することを保護観察官に義務付けるというのであれば立入調査権というのは必要だろう。したがって、そういう実質に深く入っていかねばならないというのは、私は制度としては避けた方がいいと思いますけれども、義務違反については即取消しということをしちんとするのであれば、私は必要ないと思います。

ただそのとき、執行猶予で保護観察に付すときには、同じような違反があっても、恐らく刑法が今のままであれば執行猶予の取消しは裁判官によって区々だろうと思うのです。したがって三者協議会の設置を義務付けて、例えば四半期ごとにそこで協議するとしても、その運用についての参考情報を交換することにとどまるでしょうから、裁判はやはり裁判官の判断であり権限であるとする、仮釈放と執行猶予とで扱いが違ってきてしまう。そうすると、これはいかかかなと思いますので、その辺りの整合性をどうするかということをおわせて議論されるべきだろうと思います。

佐伯委員 保護観察付執行猶予者の問題に戻ってしまうのですが、取りまとめ案の対象者選択等について、前半部分で2通りの対象者が混在していることが困難な面を与えているというのは、私が前回申し上げたことなのですからけれども、ではどうするのかということが必ずしもはっきりしてないという御指摘を先ほど清原委員がなさって、確かにそのとおりだなという気がいたしました。恐らくそこが最大の問題で、もともと実刑に処することも十分考えられた事例だけれども、保護観察に期待して実刑にしなかったという事例であれば、仮出獄者と同じように遵守事項違反があれば直ちに取消しができると思うのです。しかし、もともと実刑が難しい事例で保護観察がついている場合には、単に家に入れなからというだけで刑務所に入れるのかというと、やはりそれは適当でないし、難しいように思います。そういう意味で2つを分けることができれば最もすっきりした形になるので、1つのあり方としては、保護観察は指導監督と補導援護から成っているわけですが、専ら補導援護の必要な者に対してはそれだけを与える、補導援護に付する制度を保護観察とは別個に設けるということが考えられますし、そうすれば非常にすっきりした制度になると思います。

しかし、これはかなり根本的な法改正になってしまうことなので、今まで申し上げるのを躊躇していたのですけれども、佐藤委員のおっしゃったような問題をすっきりと解決できる可能性のある制度として検討に値するのではないかと思います。

佐藤委員 保護観察付執行猶予について直ちに法制度を変え難いということを見直したときに、制度上の整合をとろうとしますと、残念ですけれども、実質判断をする。それで刑法に定めているところの遵守事項に違反し、その情状重きときとありますけれども、その遵守事項違反というものが要件になっているので、その遵守事項に違反しているかどうかを確認するために必要な手立てを保護観察官に与えることは1つの方法だと思うのです。仮釈放も執行猶予も両方とも実質において判断をして、そして制度上の整合をとっていく。それで仮釈放については、加えて義務違反があればそれで取消しを可能な制度にしていくという2階建て方式もあり得るだろうと思うのですけれども。

佐伯委員 ただ、立ち入れば実質的な判断ができるのか、私にはちょっと疑問なのです。先ほど挙げていただいたような事例で、シンナーであれば法律違反ですから別ですけれども、それ以外の遵守事項違反について、立ち入ったからどのくらい実質が判断できるのかというと、私はそれは非常に限定されているのではないかと思います。立ち入ったら大麻がありましたというのであれば全然別ですけれども、そこに非常に疑問を感じるのです。

佐藤委員 これはたしか監禁事件のときでしたですね。(以下、事件に関する説明のため削除)

佐伯委員 (以下、事件に関する説明のため省略)

佐藤委員 (以下、事件に関する説明のため省略)

事務局 (以下、事件に関する説明のため省略)

佐藤委員 だからもし立入調査権を認めるのだとすると、立ち入る目的、そして立ち入って確認すべき事項を極めて明確かつ限定的に定めなければいけないと思いますね。それは恐らく、遵守事項違反のうちの何かだと思うのです。だからそれは業法の立入りとは違う。また生命、身体、財産の危険が差し迫っているからという立入りでもない。捜査上の問題でもない。これは恐らく新たな制度だと思うのですね。したがってそれをどう定めるかというのは、これはその制度の趣旨に従ってつくれば良いと思います。それはどの程度明確に立入り目的と調査事項を限定できるかということにかかると思うのです。

梶井委員 先ほども座長がおっしゃったのですが、これは実際にどういうケースが当てはまるかという、余りこれまでやってないという実態はちょっと抜きにしまして、保護司であれ保護観察官であれ、これはやはり問題があるのかなとずっと追跡して見ていて、どうもこれは悪いな、遵守事項のAならAに相当違反しているなということになるのですかね、実際に具体的にやる場合は。

佐藤委員 そうでしょうね。ですから今までのような遵守事項ではもうあり得ないですよ。

野沢座長 明らかに犯罪がもう行われている可能性があるということになれば、この法律ではなくて刑法の発動となりますね。そうするともうはっきりできるのだけれども、疑いだけではちょっと、令状がもらえないでしょうからね。

佐伯委員 例えば、性犯罪の防止で、女性を部屋に入れてはいけないという特別遵守事項を科して、それを調べるために各部屋を見ていくのか。そうすれば確かに効果があるかもしれませんが、恐らくそれは考えられないことではないかと私は思うのです。

事務局長 何らかの意味で生活実態を把握する手段が保護観察官に必要なという意味では、大方の意見は一致しているのかなと思うのですけれども、それを担保する方策として、私どもも直接強制までは考えていないわけですが、それではその往訪受忍義務を遵守事項として定める、それで受け入れなかった場合に遵守事項違反として仮釈放なり執行猶予を取り消すという、これは非常に重い1つのサンクションなのです。間接強制の方は普通はせいぜい罰金ぐらいで、こちらの方はいわば軽いものなので、そこは私もよく頭の整理ができないのですけれども、そういう遵守事項違反で取消しまで行ってしまっただけで本当にいいのかということと、もう1つは、佐藤委員が先ほどからおっしゃっているように、仮釈放の場合は遵守事項違反があれば取り消すことができる。それから保護観察付執行猶予の場合は、その情状が重いときに取り消すことができるとなっているので、やはり刑法の条文が変わらない限りは要件が違いますので、同じ条件で取り消せるかということ、やはりそうでもないということで、何らかの意味で担保措置がなければ私どもとしては困るなということ。もう1つ、梶井委員がおっしゃっていることと合っているかどうか分かりませんが、こちらの側の意識の問題として、何らかの権限があるのとそうでないのとは、やはりちょっと姿勢が違うのかなという感じが私どもはいたします。

野沢座長 児童虐待防止法では割合簡単に入れる感じですね。やはりそれにはそれだけの事



実があらかじめ分かってないとだめだということになるでしょうけれども。

佐藤委員 そうでしょうね。この規定をどう定めるかということについては、もう随分議論がありましたよね。ただ危難が迫っている、がい然性が高いということから許容されたと思いますけれども。

堀野委員 児童虐待は自宅で行われる場合がほとんどですよ。だからその住居に立ち入ることはある程度合理性があると思うのだけれども、シンナー吸引などというのは自宅で行われるのかどこで行われるのか分からない。そのために自宅への立入調査権を認めるというのはちょっとずれているのではないかなという感じはしますよね。

佐伯委員 児童虐待は生命、身体に対する危険性を根拠としておりますので。

堀野委員 それもありますね。

それから、不良措置に結び付ける上では、ドアを開けてシンナー臭が非常に強かったら、シンナーを吸っていると認定したって構わないのではないですかね。刑事事件ではないのだから。それで後で往訪したときにまた、それがどうだったのか確認ができると思うのです。お酒のおいだって同じだと思うし、暴走族の問題も、外にバイクが数台止めてあったら、間違いなく付き合っているわけですね。余り刑事事件のように厳密に考える必要はなく、取消しの申請だってできるのではないだろうか。それをその程度でいいかどうか判断するのは裁判所だと思います。

法務省 すみません、私が間違っていたら恐縮なんですけれども、この種の立入調査権を認めるときに、どう使われるか一般論として申し上げますと、立ち入ってその場の状況を確認したり何か物を検査したりするというのも1つの権能ですけれども、その場に居合わせた者に対して質問できるというように、これを組み合わせて実効ある措置をとっている例が一般の法律では多いようでございます。先ほどの例のように暴力団関係者が中にいるという場合に、入ってみても分からないではないかということはあるかもしれませんが、そこにいた者に対して、あなたはどのような者だという質問をする権限が立ち入った公務員には与えられる。「何の権限があって聞いているのだ」と言うのに対しては、「こういう法律上の根拠があって聞いているのです」と言うことが、対象者のみならず、その場に居合わせた者に対する質問権として認められ、通常そういう組み合わせで、立入りと検査あるいは臨検と質問調査という権限を組み合わせで規定するのが多い立法例だと考えているのですが。

野沢座長 なかなかこれは、結論を出すのが今の段階では難しそうですね。引き続き宿題として、それぞれお持ち帰りいただいた中で、もう一度次回この辺についての扱い方をひとつ御相談させていただきませんか。

時間もございましょうから、そろそろ締めくくりたいと思いますが、次回の予定はどうなっていますか。もう一度ちょっと御説明していただきたい。

事務局 次回は5月9日火曜日に予定しております。会場は予定を変更させていただきまして、検察庁の建物の17階にあります東京高等検察庁第2会議室で行わせていただきます。

内容といたしましては、今のところ、これまで議論してきた中で残っている問題、例えば仮釈放許可の基準等について御議論いただくとともに、最終提言に向けて、フリーディスカッションと申しましょうか、提言の骨格等を座長からお示しいただき、それについて大所高所から大きな議論、起案の方針等について、あるいは何をどう書くかということについてフリーディスカッション等をしていただいたらどうかと考えております。

野沢座長 最終提言を出す前に、骨子程度で何を大体言いたいのか、事柄等落ちがないように、まずは題目をしっかり固めておいた上で作文に入りたいと思うものですから、これまでの議論をまとめていただいて、次回辺りには何とか出せますかね。

瀬川委員 立入調査もあれだけ一定の方向性が見出せない段階で、全体のフリーディスカッションをするのはどうかという気がいたします。具体的な幾つか問題が残っていたかのように思います。すべてクリアしたわけではないので、もう一遍、今まで未解決の問題をもうちょっと詰めたらどうでしょうか。だから、次回フリーディスカッションに入るということについては、やや疑問を持つということをおきたいと思います。

野沢座長 この場合はもちろん議論は続けていただいて、まとまるかまとまらないかは別として、とにかくもう一度やらないとこれはどうもおさまらないという感じですから。

瀬川委員 フリーディスカッションというのではなく、実質的な議論ですね。それをもう少しやってほしいと思います。

野沢座長 分かりました。それは承知いたしました。

それでは、よろしゅうございますか。どうも御苦勞様でございました。ありがとうございました。

了